

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市議会会議録 2 号

令和 8 年（2026 年）9 月 9 日（水）（第 2 日）

吹田市議会会議録 2 号

令和8年9月定例会

○ 議 事 日 程

令和8年9月9日 午前10時開議

- 議案第88号 吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第89号 吹田市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 { 議案第96号 公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について
- 議案第97号 令和8年度吹田市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第98号 令和8年度吹田市水道事業会計補正予算（第1号）
- 2 一般質問

○ 付 議 事 件

議事日程のとおり

○ 出席議員 33 名

1 番	益 田 洋 平	2 番	梶 川 文 代
3 番	五 十 川 有 香	4 番	西 岡 友 和
5 番	久 保 直 子	6 番	中 西 勇 太
7 番	今 西 洋 治	8 番	後 藤 恭 平
9 番	澤 田 直 己	10 番	玉 井 美 樹 子
11 番	山 根 建 人	12 番	村 口 久 美 子
13 番	後 藤 久 美 子	14 番	川 田 尚
15 番	江 口 礼 四 郎	17 番	浜 川 剛
18 番	井 上 真 佐 美	19 番	野 田 泰 弘
20 番	竹 村 博 之	21 番	塩 見 み ゆ き
22 番	柿 原 真 生	23 番	清 水 亮 佑
25 番	林 恭 広	27 番	白 石 透
28 番	有 澤 由 真	29 番	矢 野 伸 一 郎
30 番	小 北 一 美	31 番	橋 本 潤
32 番	乾 詮	33 番	高 村 将 敏
34 番	井 口 直 美	35 番	泉 井 智 弘
36 番	藤 木 栄 亮		

○ 欠席議員 0 名

○ 出席説明員

市 長	後 藤 圭 二	副 市 長	春 藤 尚 久
副 市 長	辰 谷 義 明	危 機 管 理 監	山 下 栄 治
総 務 部 長	井 田 一 雄	行 政 経 営 部 長	北 澤 直 子
税 務 部 長	中 村 大 介	市 民 部 長	岡 松 道 哉
都 市 魅 力 部 長	脇 寺 一 郎	児 童 部 長	道 場 久 明
福 祉 部 長	梅 森 徳 晃	健 康 医 療 部 長	今 峰 み ち の
保 健 所 長	松 林 恵 介	環 境 部 長	道 澤 宏 行
都 市 計 画 部 長	清 水 康 司	土 木 部 長	梶 崎 浩 明
下 水 道 部 長	愛 甲 栄 作	会 計 管 理 者	伊 藤 さ お り
消 防 長	山 田 武 史	水 道 事 業 管 理 者 職 務 代 理 者 水 道 部 長	原 田 有 紀
理事（子育て支援センター担当）	岡 田 貴 樹	理 事（公共施設整備担当）	木 村 博 一
理事（地域整備担当）	野 口 裕 嗣	教 育 長	大 江 慶 博
学 校 教 育 部 長	大 山 達 也	教 育 監	植 田 聡
地 域 教 育 部 長	二 宮 清 之		

○ 出席事務局職員

局 長	岡 本 太 郎	次 長	守 田 祐 介
参 事	東 貴 一	主 幹	森 岡 伸 夫
主 幹	水 落 康 介	主 査	今 井 理 香 子
主 任	角 田 詩 織	書 記	中 川 晃 希

（午前10時 開議）

○橋本 潤議長 ただいまから9月定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

ただいまの出席議員は33名でありまして、病気その他の理由による欠席届出者はありません。

本日の議事日程はお手元に配付いたしてありますので、それにより御承知願います。

これより議事に入ります。

○橋本 潤議長 日程1 議案第88号、議案第89号及び議案第96号から議案第98号まで並びに日程2 一般質問を一括議題とします。

なお、12番 村口議員、36番 藤木議員から、それぞれ資料の配付の申出がありましたので、会議規則第147条に基づき許可いたしました。クラウド上などに掲載してありますので、御報告いたします。

それでは、ただいまから各会派の代表質問を受けることにいたします。通告順位により順次発言を願います。29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 おはようございます。公明党の矢野伸一郎でございます。発言通告書に従い、会派を代表して質問をいたします。

初めに、財政健全化について、財政調整基金を中心にお伺いします。

財政調整基金は、災害や急激な経済変動など予期せぬ事態に備える有事への備えであります。後藤市政が発足した平成26年度末の残高は約102億円でした。しかしながら、令和6年度決算では19億円を取り崩し、令和7年度、8年度の当初予算でも2年連続で大規模な取崩しを前提とした予算が組まれ、令和8年度末の残高見込みは約56億円まで落ち込む見通しです。後藤市政発足時と比べ、約50億円もの減少が見込まれる異常な事態であります。

まず、基本的な認識を確認します。本市は財政調整基金をどのような性格の基金と位置づけ、どの程度の残高を適正規模と考えているのか、第4次総合計画に掲げる標準財政規模に対する割合20%の確保

という目標の根拠と併せて明確にお答えください。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 財政調整基金は地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金であり、残高につきましては、第4次総合計画における財政運営の基本方針でお示しのとおり、標準財政規模の20%を目標として設定しております。

当該目標につきましては、当初予算編成における収支均衡のための調整分でおよそ15%、災害や感染症等の不測の事態への対応を含む年度途中の補正予算分で、およそ5%をそれぞれ見込み、設定したものでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 では、なぜ約50億円も減少する見通しになったのか。年度ごとの取崩し額と収支を悪化させ、取り崩さなければならなかった要因をお示しください。令和6年度末の残高は129億3,000万円、標準財政規模に対する割合は15.4%にとどまり、既に目標を大きく下回っています。そこからさらに2年続けて数十億円規模の取崩しを前提とした予算編成がなされています。有事への備えであるはずの基金が、経常的な収支不足の穴埋めに充てられているではありませんか。見解を求めます。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 各年度の予算編成において、不用額に伴う歳出の減や、歳入の上振れによる収支改善を想定し、数十億円規模の財政調整基金繰入金を計上することで収支均衡を図っているところでございます。これは御指摘の令和7年度（2025年度）と令和8年度（2026年度）の2か年に限ったものではなく、長年継続している極めて一般的な手法であるとの認識でございます。

お示しの約50億円の減少は、こうした予算における繰入れによるものであり、決算では収支が一定改善するため、100億円相当の残高を維持できると見込んでおります。

次に、各年度の財政調整基金の繰入額について、過去に遡って決算ベースで申し上げますと、平成27

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

年度に2億円、令和2年度に8億円、令和5年度に4億円、令和6年度に19億円、令和7年度に14億円をそれぞれ繰り入れております。また、近年の収支状況の背景には物価や賃金の上昇に伴う物件費の増加や、給与改定による人件費の増加、さらに児童福祉や障がい福祉分野における給付費の著しい増加といった経常経費の増加があります。加えて、学校給食費の負担軽減や保育料第2子無償化など、市民ニーズに応じた施策の実施といった複合的な財政需要が重なった結果、歳出の伸びが歳入を上回ったことで収支が不足し、基金からの繰入れに至ったものでございます。

なお、財政調整基金につきましては、財政調整基金条例の規定に基づき、災害等の不測の事態のほか、経済事情の変動に伴う財源不足への対応にも活用できるものでございます。近年の物価、賃金の上昇等に伴う収支不足に対する繰入れについても、当該条例の趣旨に沿った運用とはなっておりますが、残高が減少傾向にあることから、収支改善による残高確保を進める必要があると認識いたしております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 ただいまの御答弁を踏まえ、市長にお伺いします。

令和6年度決算の経常収支比率は101.0%と、目標の95%を大きく超え、経常的な収入だけでは経常的な支出を賄えない、硬直化した財政構造に陥っています。市民からお預かりした約50億円もの備えを費消する見通しに至った財政運営が健全な市政運営であったと言えるのか、御自身の率直な評価をお聞かせください。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 まずは担当から御答弁申し上げます。

先ほどの御答弁のとおり、約50億円の財政調整基金残高の減少につきましては、あくまで予算上の繰入れによるものでございまして、決算においては相当程度の残高を確保できるものと想定いたしております。直近2か年は決算において10億円を超える繰

入れが続き、残高は減少傾向ではありますが、物価・賃金上昇等の社会情勢の変化や、多様な市民ニーズ等に即応し、施策を着実に実施してきたことによるものであると認識しております。

今後も財政の健全性の確保と必要な行政需要への対応のバランスを見極めながら、持続可能な市政運営を推進してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 現在の財政状況について厳しい御意見をいただきました。ただいま担当から詳細に説明をさせていただきましたが、激動する我が国の政治経済情勢の中で、全ての自治体はその影響を強く受けているのが現状です。その中であっても、本市が市民生活の維持とまちづくりに懸命に取り組み続け、結果として市の魅力を高めてきたこと、これは人口増につながってきたという現象でも明らかなですが、広く御認識をいただいていると存じます。

吹田市政としてはこの状況も見ながら、引き続き健全な財政運営を進めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 南海トラフ地震が懸念され、全国各地で大雨による被害が発生しており、物価高騰も続く中、有事への備えをこれ以上減らし続けることは許されません。基金残高を目標である標準財政規模の20%まで回復させるお考えはあるのか。回復させるとすれば、いつまでに、どのような工程で実現するのか、また、そのために不可欠な歳出構造の見直しや、事務事業の総点検にどう取り組むのか、具体的な目標年次と方策をお示してください。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 基金残高の回復につきましては重要な課題として認識しております。

一方で、近年の人件費や物価の上昇等に伴う経常経費の増加に加え、市民ニーズへの的確な対応など、多様な財政需要にも柔軟に対応していく必要があることから、短期間での目標達成は困難であると考え

ております。

こうした状況の中、堅調に増加している市税収入を基盤に、さらなる特定財源の確保や経常経費の抑制に努め、基金残高の回復に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

(29番矢野議員登壇)

○29番 矢野伸一郎議員 次に、防災・減災対策について伺います。

南海トラフ巨大地震が現実味をもって懸念され、激甚化する風水害を毎年のように目の当たりにする中、市民の命を守る備えに一刻の猶予ありません。公明党は一貫して防災・減災を政治の主流にするべきと訴えてまいりました。能登半島地震の教訓は平時の備えの差がそのまま被害の差となって現れるという事実であります。

まず、避難所の生活環境についてであります。トイレ、キッチン、ベッド、いわゆるTKBの改善は災害関連死を防ぐ上で決定的に重要です。本市の指定避難所における簡易ベッド、携帯トイレ、パーティション等の備蓄は想定避難者数に対して十分な水準にあるのか、数値をお示しください。また、スフィア基準を踏まえた避難所運営の水準向上に向けた宿泊を伴う実践的な訓練の実施状況と課題、今後の展開、さらに、トイレトレーラーやキッチンカー等の資機材の導入について見解をお聞かせください。

○橋本 潤議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 本市では、吹田市備蓄計画において、発災直後に必要となる備蓄物資の数量を算定しており、携帯トイレについては計画数15万7,140個に対し16万6,400個、パーティションについては計画数1,740個に対し2,112個を備蓄しており、計画数以上の数を備蓄しております。簡易ベッドにつきましては計画数を定めておりませんが、エアベッド360台の備蓄と、協定先から提供を受けるダンボールベッドで、そのときに必要な数を確保することとしております。

次に、避難所宿泊体験訓練につきましては、本年11月14日、15日の二日間、内閣府のモデル事業とし

て、吹田第二小学校での実施を予定しております。今回が初めての宿泊体験訓練であることから、まずはモデル的に実施し、訓練の形をつくり上げた上で、各地域へ取組を広げていきたいと考えております。

また、キッチンカーやトイレカー等につきましては、内閣府が全国の災害対応車両をデータベース化し、発災後のニーズに応じて車両を迅速に提供できる、いわゆるD-T R A C Eという取組を実施されており、実災害時においても、必要に応じてD-T R A C Eに登録されている全国の災害対応車両の力を借りながら、災害応急対策を迅速に進められるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

(29番矢野議員登壇)

○29番 矢野伸一郎議員 次に、避難行動要支援者の個別避難計画について伺います。

作成が市町村の努力義務とされて5年が経過しましたが、本市の作成は依然として道半ばであります。現在の作成状況と福祉専門職の参画を含めた作成促進の具体策・計画が機能するかを検証する訓練の実施について、御答弁を求めます。

あわせて、女性の視点を反映させるため、避難所運営への女性への参画、乳幼児や女性に必要な物資の備蓄内容の点検、防災会議における女性委員の割合の向上をどう進めているのかお示しください。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 まずは福祉部からお答えいたします。

避難行動要支援者で、災害時要支援者名簿に登録されている方のうち、個別避難計画を提出いただいている方は、本年3月末時点で4,916人でございます。計画作成の促進には、要援護者の福祉サービスの内容や身体状況を把握している介護支援専門員や、相談支援専門員等の福祉専門職の協力、地域支援組織との連携が不可欠でございます。そのため、福祉事業所に対して計画の作成支援事業を実施しているほか、福祉専門職や地域の支援者向けの研修会を開催するなど、作成の促進に取り組んでおります。

市として計画の避難実効性を検証する訓練には至

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

っておりませんが、まずはこれらの取組を活用し、より一層計画作成を進めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 次に、危機管理担当からお答えいたします。

避難所運営への女性の参画につきましては、避難所における地域活動の中心となる地域防災リーダーの育成講座の中で、東日本大震災の被災地である宮城県仙台市の女性防災リーダーに御講演をいただくなど、当事者の事例を基に、女性の避難所運営参画の重要性を啓発しております。

また、乳幼児や女性が被災時に必要になる物資の把握につきましては、現地での支援活動などを通じて、被災地での困り事を把握するなどして、備蓄物資の確認を進めております。

防災会議の委員につきましては、現在市の目標値には達しておりませんが、学識経験者の委員を中心に女性委員を積極的に任命することで、女性委員の割合の向上に取り組んでいます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 能登半島地震では、雑魚寝の避難所と、トイレの劣悪な環境が多く、災害関連死を招きました。TKBの充足率と個別避難計画の作成率の現状値、そして、それぞれをいつまでに、どの水準まで引き上げるのか、期限と目標を明確にお答えください。

○橋本 潤議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 まずは危機管理担当からお答えいたします。

吹田市備蓄計画で定める備蓄目標に対するトイレ、食事の充足率につきましては、先ほどの御答弁のとおり、いずれも100%以上であり、ベッドにつきましても備蓄分と災害時応援協定による提供分で、その時々必要である数を確保する体制を構築しております。

今後とも備蓄体制の充実を含め、避難所環境のさらなる改善に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 続きまして、福祉部からお答えいたします。個別避難計画の作成率につきましては、本年3月末時点で32.4%でございます。災害時要援護者名簿に登録されている約1万5,000人全員の計画の作成が最終目標であり、年度ごとの水準は設けておりませんが、まずは障がいの程度や介護度が重い方など、自力での計画作成や避難が特に困難な方約5,000人の作成を優先に取組を進めております。

なお、国からは令和8年度（2026年度）までを一つの目安として計画作成を進めることが求められているところでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 次に、大規模災害時の人的受援体制について伺います。

本市は平成30年3月に策定の業務継続計画により、大規模災害時に職員が大幅に不足することが明らかになったことを受け、同年12月に吹田市受援計画を策定し、本年3月に時点修正を行っています。他市に先んじた整備は評価しますが、問われるのは計画の有無ではなく実効性です。令和6年能登半島地震では、一日最大1,263名もの応援職員が派遣されましたが、受援側の体制が十分ではなく、その力を生かし切れなかった事例が数多く報告されています。

これを踏まえ、内閣府は令和7年4月、市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引を新たに示し、中央防災会議の報告書でも、職員への周知や訓練の実施等により実効性を確保すべきとされました。まず、本市受援計画の概要と昨年3月の改定内容をお示しください。あわせて、能登半島地震の教訓や、国の新たな手引の内容を、本市の計画にどう反映しているのかお答えください。

○橋本 潤議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 吹田市受援計画は、災害時の外部からの人的・物的支援を円滑に受け入れるために、あらかじめ応援を求める業務や受入れの体制を整理するとともに、応援要請や受入れ等に関する各

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

種手順等を具体的に定めております。

令和7年3月の改定におきましては、業務継続計画の見直しに併せて受援業務数の見直しを行うとともに、総務省の応急対策職員派遣制度や物資調達・輸送調整等支援システムの活用について追記するほか、各種情報の時点修正等を行いました。

本計画では能登半島地震だけではなく、過去の災害の教訓を踏まえた上で、災害時の受援に係る体制、手続、業務等の実効性の確保に向けて、各種訓練や研修実施について定めております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 次に、必要人員の事前把握について伺います。

内閣府の手引では、業務内容と必要人員数が定まらないために応援要請が遅れた事例が課題として明記されています。応援職員は要請から到着まで時間を要し、発災後に一から積算するのでは初動に間に合いません。平時からの想定が決定的に重要です。本市の業務継続計画では非常時優先業務に対して職員が何人不足すると想定しているのか。また、受援計画において受援対象業務ごとに必要となる応援職員の人数や職種を事前に算定し、リストとして整備しているのか。特に、被災証明書の交付に不可欠な被害認定調査の担い手や、土木建築等の技術職員は全国的に不足しており、能登では、要望した人数に対し、実際の派遣が2割近く少なかったと報じられています。本市の現状を具体的にお答えください。

○橋本 潤議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 本市において想定最大規模の災害が発生した場合の対応については、吹田市業務継続計画において優先的に実施すべき業務を整理するとともに、吹田市受援計画により、応援を受ける必要がある業務について、業務ごとの1日当たりの受援人数の想定も含めて整理しております。具体的な人数については、被災の規模等によって、それぞれの業務のピークが異なってくるため集計はできませんが、令和6年能登半島地震における被災地の状況を勘案すると、避難所への避難者がピークとな

り、被害認定調査等の業務も開始される発災一、二週間後の状況には、最大で1,000人以上もの支援者を受け入れる必要があると想定しております。

本市ではこれらの想定を基に、災害発生後の被害状況を踏まえ、いち早く受援体制と規模を決定することが重要であると考えており、根拠を持って速やかな応援を要請することで、ニーズに合わせた必要な支援が得られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 次に、計画の実効性を担保する取組について3点伺います。

1点目、応援職員の受入れを具体的に想定した受援訓練をこれまでに実施したことがあるのか。

2点目、各部局の応援職員と調整を担う受援担当は明確に定められ、庁内に周知されているのか。能登半島地震では受援側の窓口が不明確なために調整が混乱し、職員に過剰な負担が集中した実態が報告されています。

3点目、応援職員の執務スペース、駐車場、宿泊場所など受入れ環境の想定はできているのか、それぞれお答えください。

○橋本 潤議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 本市では計画に基づいて効果的な受援活動ができるよう、令和6年の能登半島地震における現地への支援活動を通じて得た知見を踏まえ、様々な訓練を実施してまいりました。

1点目の受援を想定した訓練につきましては、令和6年度以降年1回実施する全庁的な訓練において、大規模な受援を想定した形で実施しております。

次に、2点目の応援職員との調整を行う受援担当は、吹田市受援計画において調整を実施する担当と手順を定めるとともに、応援機関のリエゾンが到着した段階で円滑な受援調整を行うことができるよう、災害対策本部と受援が必要となる業務の担当部署、応援団体が相互に連携を図るための連絡系統図を整備しております。

最後に、3点目の応援職員の受入れ環境については、年1回実施する全庁的な訓練において、受援体

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

制の見積りや、災害時の受援を想定した庁内レイアウトの展開等の訓練に取り組んでおります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 強調したいのは、受援は初動だけの課題ではないということです。能登半島地震では発災から2年半が経過した現在もなお、被害の大きかった4市町で、職員の3割近くを全国99自治体からの応援職員が占め、加えて、被災自治体では職員の退職・休職が大幅に増加しており、応援職員なくして行政は立ち行かない実態があります。中核市である本市が被災すれば、必要な応援の規模はさらに大きくなります。

そこで3点求めます。

第1に、受援対象業務ごとの必要人員数、職種を算定し、リストとして整備し、定期的に更新すること、第2に、総合防災訓練に受援訓練を組み込み、受援担当職員への周知を徹底すること、第3に、中・長期の復旧・復興期を見据え、執務スペースや宿泊場所の確保について、民間事業者との協定締結を含め、平時から備えること、以上3点を、次期改定を待つことなく、速やかに具体化すべきと考えますが、担当理事者の見解をお聞かせください。

○橋本 潤議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 1点目の受援対象業務ごとの必要人数、職種につきましては、先ほど御答弁いたしましたとおり、災害規模等に応じて変動するため、想定最大規模の被害での必要人数にて算定しております。

また、2点目の受援を想定した訓練につきましては、現在も年に1回実施しており、今後も引き続き取り組んでまいります。

最後に、中・長期の災害対応につきましては、想定される受援規模に応じた活動拠点が確保できるよう、民間事業者との連携体制の強化を含めて体制整備に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 次に、上の川の氾濫についてお伺いいたします。

去る8月28日の未明、市内を流れる一級河川上の川が氾濫し、周辺地域で浸水被害が発生いたしました。深夜の突然の出水に、住民の皆様は大きな不安の中で一夜を過ごされました。被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

上の川は住宅密集地の中を流れ、下る河川であり、一たびあふれれば、その被害は住宅地に直結いたします。まず、今回の氾濫による被害状況について市はどのように把握しておられるのか、浸水した地域と範囲、床上・床下浸水の件数、道路冠水等の状況を具体的にお示しください。

あわせて、避難情報の発令や排水活動、被災された方への支援など、市の初動対応と今回の事態に対する認識をお聞かせください。

○橋本 潤議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 令和8年8月28日に発生した大雨に伴う被害状況のうち、上の川の増水や氾濫によるものは、住家の床上浸水が2件、地下施設浸水が1件、店舗・事務所の浸水が16件でございます。

市の初動対応としましては、3時10分にレベル3大雨警報が発令された後、4時5分に第1回防災対策会議を開催し、各部の参集・対応状況の確認、今後の雨の見通しについて協議を行いました。その後、上の川調節池の貯留率の上昇傾向から、避難情報の発令に向けて準備を進めておりましたが、上の川の水位が低下傾向に転じたことから発令を見送っております。また、各部におきましても、市内の巡回や現地確認、浸水箇所の排水活動、浸水した店舗等の消毒作業等を迅速に実施することができたものと認識しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 次に、これまでの治水対策の有効性についてであります。

上の川については河川管理者である大阪府により、上流部の調節池が整備されるなど、治水対策が講じられ、本市も下水道による雨水対策を進めて来られ

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

ました。しかしながら、現に氾濫し、浸水被害が発生した事実は重く受け止めなければなりません。これまでの治水対策は今回の降雨に対してどのように機能したのか、調節池等の施設は想定どおり効果を発揮したのか、氾濫に至った要因の分析と併せて、これまでの対策の有効性に対する認識を明確にお答えください。

○橋本 潤議長 下水道部長。

○愛甲栄作下水道部長 令和8年（2026年）8月28日の降雨の特徴としまして、激しい降雨が短時間に2度発生している状況であり、上の川調節池の貯留量や河川水位は、1度目の降雨の影響として水位が高い状態が継続されたまま2度目の大きな降雨が発生した結果、上の川が溢水したものと推察されます。

上の川の治水対策として、大阪府が整備した調節池において貯留量9,100㎥が満水になったことや、雨水管の排水経路の変更工事において、上の川の下流流下能力の低い箇所を避けた雨水管の接続により、機能したものと認識しています。

また、効果がどれだけ発揮されたかの検証は難しいですが、調節池が存在しなかったり、雨水排水経路の変更工事を実施していなければ、今回の被害がさらに拡大していたものと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 気候変動により想定を超える豪雨はもはや特別なものではありません。二度と同様の被害を繰り返さないために、大阪府に対し、氾濫要因の検証と河道改修や貯留施設の機能強化など、抜本的な治水対策を強く求めるべきであります。

あわせて、本市としても雨水貯留・浸透施設の整備や下水道の能力向上、土のうの配備や止水板設置への支援、的確な避難情報の伝達など、ハード、ソフト両面の対策を総動員すべきです。今後の対策をどう進めていかれるのか、大阪府との連携を含め、具体的な取組と工程をお示しください。

○橋本 潤議長 下水道部長。

○愛甲栄作下水道部長 最近では線状降水帯などによる想定を超える降雨が頻繁に全国各地で発生する状

況にあります。このような状況におきましても、同様の被害を少しでも軽減できるよう、当該河川の流域全体でどのような治水対策を図ることができるのか、まずは大阪府と連携し、検討していく必要があると考えております。現時点では具体的な取組と工程を提示することが難しい状況でございますが、大阪府と有効な対策が取れるよう、協議を進めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 次に、旧市営円山住宅跡地における訴訟についてお伺いいたします。

本件は市営住宅の跡地に無断で倉庫を建築していた隣接者から、時効取得を原因とする所有権移転の登記手続を求める訴えが提起され、本市は倉庫の撤去と土地の明渡しを求める反訴で応じたものです。一審では本市が勝訴したものの、二審では倉庫建設地は名神高速道路の開通や敷地の一部譲渡により、もはや市営住宅用地として適さない状態であったにもかかわらず、昭和47年の占有開始後も公的用途に供する検討がなされないまま放置されたとして時効の成立が認められ、本市が敗訴、本年7月、最高裁判所の上告不受理により敗訴が確定いたしました。

市民の財産を守ることは行政の最も基本的な責務であり、その貴重な財産が管理の不備によって失われるという断じてあってはならない事態であります。二度と繰り返さないとの決意の下、順次お伺いいたします。

まず、今回の敗訴確定という結果を、市としてどのように受け止めておられるのか、また、失われた土地の面積、評価額、一連の訴訟を要した費用など、市民財産への影響を具体的にお示しください。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 本件訴訟につきましては、令和3年（2021年）に用途廃止を行うまで、跡地一帯を市営住宅用地として継続的に管理していたことから、黙示的な公用廃止には当たらないと主張し、第一審では本市勝訴となりました。

一方、第二審では跡地が公営住宅用地としては適

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

さない性状となったこと、再度利用することが検討されたことはなかったことなどにより、黙示的に公用廃止がされたと裁判所が判断し、市に対して、時効取得を原因とする所有権移転登記手続をするよう、判決が言い渡されました。

第二審の判決は、本市の主張が認められず、大変遺憾に存じております。

また、本件訴訟の敗訴により、市民の財産に多大な損害を与えたことにつきまして、市として重く受け止めており、今後、同様の事案が発生しないよう、再発防止に努めてまいり所存でございます。

なお、本件訴訟において、所有権移転登記手続を求められた土地の面積は56.18㎡、土地の評価額は当該跡地に隣接する相手方土地と一体的に利用する条件の下算定した限定価格として、821万8,872円、訴訟に要した費用としまして、弁護士への着手金及び土地鑑定評価委託料が合わせて290万6,200円でございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 次に、なぜ、半世紀もの間、放置され続けたのかという点であります。

昭和47年に倉庫が建築され占有が始まってから50年以上が経過し、この間、平成11年には土地境界確認書に隣接者の記名・押印を得ており、市が現地の状況と境界を認識する機会は確実に存在いたしました。なぜ、無断建築を把握し、是正できなかったのか。また、令和3年に円山住宅の敷地を用途廃止し、普通財産とした際、倉庫による占有の実態がどのように扱われたのか、歴代の財産管理の実態をどう検証されたのか、その結果をお示しください。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 本件の判決では、名神高速道路建設による買収などの要因により、黙示の公用廃止がなされており、平成4年（1992年）に、占有物を亡き父から相手方が相続した時点で時効が成立していると判断されたものです。本市として記録が残っている平成11年以降の対応については、裁判で主張いたしましたが、判決に影響を与えるものでは

ありませんでした。

令和3年に跡地を用途廃止し、普通財産となったことから、顧問弁護士への法律相談を経て令和4年10月、相手方に占有物の撤去を要請する通知文を手交しました。これに対し、令和5年8月、相手方から訴状が届き、裁判が始まりました。

なお、本件占有物が建築されたとされる昭和47年から、時効取得が成立したとされる平成4年までの間、相手方との対応は記録として保管されておらず、その経過については不明となっています。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 台帳上の管理にとどまり、現地の実態把握を怠ってきたことこそが、本件の本質であると指摘せざるを得ません。

市有地は学校や公園のほか、道路残地や事業用地の残地など多岐にわたり、その数は膨大であります。

本市が保有する市有地について不法占有や無断使用の有無を含めた現況調査はどのような頻度と方法で実施されているのか。同様の事案がほかにも潜在している可能性はないのか、全市有地を対象とした総点検を速やかに実施すべきと考えますが、御所見をお聞かせください。

○橋本 潤議長 公共施設整備担当理事。

○木村博一公共施設整備担当理事 市有財産につきましては、各所管において適切に維持管理に努めているところであり、各所管における現況調査の頻度や方法等は、各種財産の特性に応じて行われております。

今後、各所管の市有財産の管理状況について、改めて現況を確認・点検するなど、さらなる適正な管理に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 点検は一度実施すれば終わりではありません。重要なのは異常を発見した際に、直ちに是正措置を講じる仕組みを制度として確立することです。本件では二審判決が指摘するとおり、

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

行政財産でありながら、公用が廃止されたと同視される状態を長年放置していたことが敗因となりました。占有等を発見した場合の即時対応ルールの明確化、用途廃止に際しての現地確認の徹底、登記情報や地理情報システムを活用した財産台帳の精度向上など、再発防止策を制度として構築すべきです。あわせて、外部の視点を入れた検証と結果の公表も必要と考えますが、いかがでしょうか。具体的な取組内容と実施時期をお示ください。

○橋本 潤議長 公共施設整備担当理事。

○木村博一公共施設整備担当理事 不法占用など、市有財産に異常を発見した場合は、直ちに相手方に対して申入れを行い、現地で立会いによる現状確認を行うことが基本です。

改めて、市有財産を管理する各所管とも連携を密に図り、情報の共有と対策の周知、市としての対応方法などについて協議を行うとともに、早期に処理する仕組みづくりについて検討し、再発防止につながるよう努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 最後に、市長にお伺いいたします。

本件のような長期にわたる管理不全是、担当者個人の問題ではなく、組織としての財産管理を軽視してきた構造的な問題であり、行政の基本姿勢そのものが問われた事案であります。市民への説明責任をどのように果たされるのか、責任の所在を明確にした上で、職員の意識改革と組織風土の改革にどう取り組まれるのか、市政を預かるトップとしての決意をお聞かせください。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 まずは担当から御答弁申し上げます。

本件の訴訟において、本市の主張が認められず敗訴という結果になり、市民の財産に多大な損害を与えたことにつきましては深くおわび申し上げます。

市民の大切な財産をお預かりしていることを改めて肝に銘じ、今後、このようなことが起こらないよ

う、職責を果たしてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 本件の訴訟の経過につきましては担当からの御答弁のとおりであり、当時の時代背景の中で、現時点では考えられないような事態を招いてしまいました。御指摘のとおり、その時代背景にあった組織風土にもその一因があったことに相違はありません。このような体制を改革することが、新たに本市の市政運営を任された私の使命でございました。

これまで35年の職員経験を生かし、覚悟を持って12年間の市政改革に取り組み、職員意識やモラルを高める取組を進めてまいりました。今後、このようなことが起こることがないよう、職員一同意識高く市政を運営してまいります。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 よろしくお願ひします。

続きまして、片山坂周辺において計画されている東西道路の整備についてお伺いいたします。

本事業は幅員12m、対面通行2車線と両側2.5mの歩道を備えた道路を整備するもので、令和8年度に詳細設計、令和9年度から道路工事及び水道、下水、ガス等のインフラ工事に着手し、令和11年度まで工事が予定されております。

東西道路は片山小学校に近接し、児童をはじめ多くの市民が日常的に行き交う生活道路網の中に整備されます。地域の交通環境を大きく変える事業であるからこそ、詳細設計の段階で地域の懸念を一つ一つ検証し、解消していくことが不可欠であります。

まず、信号機の移設についてお伺いいたします。

整備方針では、旧市民病院入り口交差点の信号機を東西道路との交差点へ移設し、あわせて旧市民病院の入り口の横断歩道を歩道化し、三差路交差点化するとされております。しかし、これにより、朝日が丘町6号線から出入りする車両、また、旧市民病院跡地敷地内通路から片山坂へ出る車両の動線が滞り、朝夕のピーク時に渋滞が発生しないか強く懸念

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

いたします。片山坂は朝夕の交通量が多く、僅かな信号処理の変更が広範囲の渋滞につながりかねません。渋滞を避ける車両が周辺の生活道路へ流入する、いわゆる抜け道化への対策も必要であります。信号機の移設に当たり、交通量の調査や交通シミュレーションによる検証は行われたのか、渋滞は発生しないと言い切れるのか、根拠と併せてお答えください。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 片山坂と東西道路の交差点は、それぞれの円滑な交通に支障を及ぼさないよう、交通量調査から想定した設計交通量に基づき、複数の交差点を対象とする交通シミュレーションを繰り返し行い、交差点形状や信号制御の検討を積み重ね、新たな交差点として処理能力を超えないことを交通管理者と確認をしています。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

(29番矢野議員登壇)

○29番 矢野伸一郎議員 旧市民病院の跡地は今後売却され、マンション等の住宅開発が行われる可能性が高いと考えられます。マンション開発となれば、居住者に加え、来訪者や宅配等の車両の出入りも日常的に発生し、敷地内通路を利用する車両は現在とは比較にならないほど増加いたします。現在の基本設計は、跡地開発後の交通量の増加を見込んだものとなっているのか、跡地の土地利用の想定とそれを踏まえた交通処理の考え方を示してください。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 基本設計は、交通管理者との協議を踏まえ、令和6年（2024年）の交通量調査を基に想定した交通量で行っております。旧市立吹田市民病院跡地から発生する交通量につきましては、共同住宅を想定し、大規模開発地区関連交通計画マニュアル改訂版により算出したピーク時の発生交通量から、片山坂の交通への影響は限定的と考えられます。開発事業に伴う交通への影響につきましては、開発事業者が具体的な土地利用に応じて本市道路管理者や交通管理者と協議し、対策を講じるものと認識しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

(29番矢野議員登壇)

○29番 矢野伸一郎議員 土地利用が確定してから検討するのでは遅いのであります。道路は一度整備すれば容易に造り直せません。将来の開発を見込まない設計のまま供用が開始され、渋滞や危険が現実となれば、その負担を強いられるのは地域住民であります。跡地の売却条件や開発事業者との協議において、周辺道路の交通処理と安全対策を明確に条件として位置づけ、詳細設計にも開発後の交通量を反映させるべきと考えますが、御所見をお聞かせください。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 東西道路に関する安全対策につきましては、今後、交通管理者との詳細設計協議において、路面標示や安全施設などの道路の安全性をさらに高めるための検討を行う予定です。

また、信号機は交差点が整備され、東西道路の供用が開始される前に交通管理者により設置されることから、実際の開発事業による発生交通量の状況によっては、交通管理者とその状況を共有し、信号の運用に関して再度確認してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

(29番矢野議員登壇)

○29番 矢野伸一郎議員 次に、工事期間中の安全確保について伺います。

工事は令和9年度から令和11年度まで長期にわたり、造成工事に加え、インフラ工事による通行規制も見込まれ、さらに旧市民病院跡地の解体や開発に伴う工事車両も出入りすることが想定されます。現場周辺は片山小学校の通学路であり、朝夕には通勤の車両と通学の児童、歩行者、自転車が集まっています。工事車両の通行ルートや時間帯の規制、交通誘導員の配置、学校保護者、地域への事前周知など通勤・通学の安全をどのように確保されるのか、具体的にお示しください。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 工事中の安全対策につきましては、東西道路の整備に関連する請負者や旧市立

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市民病院跡地の開発事業者が決定した後、工事に関する様々な事項について共有し、安全確保に関する取組について調整を図り、地域住民をはじめ周辺の施設に対しても、丁寧な説明に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 あわせて地域への影響と意見反映について伺いいたします。

拡幅用地には朝日が丘南遊園が含まれ、約500㎡から約200㎡へ、半分以上に縮小されます。子どもたちの貴重な遊び場であり、再整備に当たっては地域や子育て世代の意見を丁寧に聞くべきであります。片山小学校前の南行きバス停の北への移設についても、利用者への周知と安全な待合環境の確保が求められます。

説明の機会は工事着手前の一度きりではなく、各段階で継続的に設けるべきです。沿道地権者のみならず、広く地域住民への説明会の開催と意見反映への機会をどのように設けていかれるのかお答えください。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 東西道路の整備につきましては、その進捗に合わせて、地域住民をはじめ、周辺施設の利用者に対して、丁寧な説明と御意見を伺う機会の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 次に、地域公共交通について伺いいたします。

運転士不足を背景に市内の路線バスでも減便や路線の見直しが相次ぎ、高齢者をはじめとする市民の移動手段の確保は待ったなしの課題です。運転免許を返納したくても、返納後の移動手段がないためにためらうという声も数多くいただいております。移動は通院、買物、社会参加を支える暮らしの基盤であり、移動の自由が損なわれれば、健康と生きがいもまた損なわれます。とりわけ坂道の多いニュータ

ウンをはじめとする住宅地では、最寄りのバス停や駅までの移動そのものが困難だという高齢者の声が切実であります。地域公共交通協議会で議論が重ねられておりますが、市民が求めているのは議論ではなく、目に見える成果であります。

本市は令和6年7月に、地域が主体となって移動手段を確保する際の考え方を手順として示した地域コミュニティ交通導入ガイドラインを策定いたしました。策定から2年が経過した現在、このガイドラインに基づき導入に至った地区、また、導入に向けた具体的な検討が進んでいる地区はそれぞれ何地区あるのかお答えください。

○橋本 潤議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 現時点におきまして、地域コミュニティ交通導入ガイドラインに基づき導入に至った地区及び導入に向けた具体的な検討が進んでいる地区はございません。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 ガイドラインはつくることが目的ではなく、使われてこそ意味があります。地域の機運の醸成を待つという姿勢では、いつまでたっても動きません。

私どもは先般住民主導型の地域交通で成果を上げる茨城県日立市を視察してまいりました。日立市では行政が地域に足を運び、立ち上げから運行まで伴走支援する体制を築き、住民主体の交通が実際に走っております。市民の力を引き出すのは待つ姿勢ではなく、行政の伴走であります。モデル地区を市が主体的に選定し、専任の職員が地域に入って立ち上げを支援する伴走型の仕組みへ転換するお考えはありますか。

あわせて、国で制度化が進む日本版ライドシェアや自動運転の実証など、新たな選択肢の検討状況もお答えください。

○橋本 潤議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 地域コミュニティ交通導入ガイドラインは、地域の発意による地域公共交通の導入手順等を整理したものであり、調査や計画案の作成

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

などについて人的、経済的に支援を行うものです。

本市におきましては公共交通の充足率が高く、まとまった公共交通不便地域がおおむね解消されている状況であり、現時点において特定の地域をモデル地区として選定する予定等はありませんが、引き続き他市事例についても研究してまいります。

また、タクシー不足解消のため、タクシー事業者の管理の下、一般ドライバーを活用するいわゆる日本版ライドシェアにつきましては、本市の大半がライドシェアの指定区域外であり、既存の公共交通に影響を与えることも考えられるため、慎重な検討が必要と考えております。

自動運転につきましては、豊中市や民間企業とのコンソーシアムによる実証実験に向け、交付金申請や関係者調整等の準備を進めており、本議会においてこれらに係る補正予算について提案させていただいているところでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 次に、佐井寺西土地区画整理事業について伺いいたします。

本事業は佐井寺4丁目や千里山高塚などの約20.3haを対象に、市の骨格となる都市計画道路佐井寺片山高浜線と豊中岸部線の未整備区間の整備を含め、市が施行する大規模な面整備事業です。環境影響評価の手続きを経て、現在は造成や雨水調整池の工事が本格化しておりますが、地域の関心事は工事中の生活環境への影響と、まちが完成したとき、暮らしがどれだけ便利になるのかであります。まず、評価書に基づく騒音・振動・粉じん対策や工事車両の通行ルートの遵守など、環境保全措置の履行状況と事後調査の結果を地域住民に分かりやすく公表すべきと考えますが、現在の対応状況と、住民から寄せられた御意見や苦情への対応状況をお聞かせください。

○橋本 潤議長 地域整備担当理事。

○野口裕嗣地域整備担当理事 佐井寺西土地区画整理事業に伴う環境保全措置の履行状況や事後調査の結果につきましては、年度ごとに事後調査報告書とし

て取りまとめ、本市ホームページ、市内図書館及び市民相談室の情報公開において閲覧できるようになっております。引き続き分かりやすい広報に努めてまいります。

また、住民から寄せられました騒音や振動などに対する苦情につきましては、迅速に丁寧な対応を行い、地域住民の生活環境に配慮した工事施工に努めているところであります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 次に、地域への商業施設の整備について伺います。

この地域の周辺は日常の買物環境が十分とは言えず、高齢者を中心に不便を訴える声を数多くいただいております。事業の将来像には、商業施設の立地が位置づけられておりますが、その誘致を市としてどのように実現していくのか、土地利用誘導の考え方と今後の工程をお答えください。

○橋本 潤議長 地域整備担当理事。

○野口裕嗣地域整備担当理事 佐井寺西土地区画整理事業環境影響評価まちづくりの基本方針では、都市計画道路豊中岸部線沿道において、主に商業系の土地利用を図ることとしております。

また、土地利用は土地所有者の意向に委ねられるため、本市として商業施設の直接的な立地誘導に向けた工程はございませんが、当該道路沿道においては比較的大規模な街区を配置することにより、商業施設の立地誘導を図っております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 公共交通の充実について伺います。

本事業により整備される2本の都市計画道路は、路線バスの走行環境を大きく改善する可能性を持ちます。新設道路へのバス路線の誘致や既存路線の再編について、交通事業者とどのような協議を行っているのか、現状と今後の考え方をお答えください。

○橋本 潤議長 土木部長。

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

○**梶崎浩明土木部長** 佐井寺西土地区画整理事業により整備される都市計画道路豊中岸部線及び佐井寺片山高浜線につきましては、阪急バス株式会社と路線バス導入についての協議を行っています。現在の協議状況としましては、実際の事業区域の土地利用状況や道路の交通状況等を確認した上で、運行系統及び運行回数など導入条件についての検討を行いたいとの見解が示されています。本市としましては、今後も、引き続き当該都市計画道路への路線バス導入について協議をしてまいります。

以上でございます。

○**橋本 潤議長** 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○**29番 矢野伸一郎議員** 町開きを迎えたとき、店もなく、バスも走っていないのでは、この町は選ばれません。商業施設の誘致は地権者や民間の判断に委ねるだけでなく、市も主体的に実現を図るべきです。バス路線も道路の完成後に協議を始めるのでは遅く、供用開始と同時にバスが走る姿から逆算し、今から交通事業者と具体の協議に入るべきであります。それぞれ、いつまでに、何を決めるのか、期限を含めてお答えください。

○**橋本 潤議長** 地域整備担当理事。

○**野口裕嗣地域整備担当理事** 商業施設の誘致につきましては、都市計画道路豊中岸部線沿いに比較的大規模な街区を配置することにより、商業施設の立地、誘導を図っております。

また、路線バスの導入につきましては、既に阪急バス株式会社と協議をしているところでございますが、引き続き、佐井寺西土地区画整理事業工程を見据えた協議をしてまいります。

以上でございます。

○**橋本 潤議長** 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○**29番 矢野伸一郎議員** 次に、報告第20号から第22号 地方独立行政法人市立吹田市民病院の経営状況と業務実績評価について、設立団体である本市の認識をお伺いします。

報告第20号によりますと、市民病院の令和7年度の決算は、当期純損失5億3,900万円と、前年度の

4億4,300万円に続く2年連続の赤字であり、年度計画の4,700万円の黒字見込みから、実に5億8,600万円もの下振れとなりました。その結果、純資産はマイナス10億3,500万円と債務超過に陥り、手元資金も期首の27億8,400万円から、期末には22億1,700万円へと1年間で5億6,700万円も減少しています。

市民病院は二次救急、小児・周産期医療など地域医療の中核を担う病院であり、その経営基盤が揺らぐことは、市民の命と健康に直結する重大な問題であります。年度計画の黒字見込みから約6億円もの下振れとなり、債務超過に陥っている経営状況を、設立団体である本市はどのように認識し、その要因をどのように分析しておられるのかお答えください。

○**橋本 潤議長** 健康医療部長。

○**今峰みちの健康医療部長** 市立吹田市民病院の昨年度決算における損益につきまして、黒字の見込みから赤字へ転じた要因といたしましては、病床利用率の伸び悩みや、物価・人件費の高騰の影響を受け、医業収益が当初の想定を下回ったことによるものと分析しております。経営状況は依然として厳しい状況にあるものと認識いたしております。

以上でございます。

○**橋本 潤議長** 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○**29番 矢野伸一郎議員** 報告第21号の評価結果では、令和7年度の業務実績に対する全体評価は、全体として中期計画の実現に向けて、おおむね計画どおり進んでいるとされています。財務内容の改善に関する事項こそC評価ですが、それ以外はA・B評価であり、報告第22号の第3期中期目標期間全体の評価も財務はC評価でありながら、おおむね達成したかのような評価となっています。黒字見込みが約6億円下振れて赤字となり、債務超過に陥り、経常収支比率も医業収支比率も目標未達。これでおおむね計画どおりという評価は、市民感覚から大きく乖離しております。医療サービスの質と経営の健全性は車の両輪であり、財務が傾けば、いずれ質も維持できなくなります。現に、評価委員会自身がさらなる経営改善の必要性が明確になったと指摘しているのです。経営全体と全体評価との乖離を生む現在の評価

の仕組み、とりわけ財務内容の重みづけについて、市はどのようにお考えか。第4期に向けて財政面の評価をよりの確に反映する仕組みへ見直すべきと考えますが、御所見をお聞かせください。

○橋本 潤議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 業務実績に関する全体評価は、財務内容のほか地域医療の中核病院としての役割の遂行や働き方改革の推進といった業務運営の状況など、多角的な観点から行っております。

昨年度の業務実績に対しましては、経営改善について課題があるものの、チーム医療の充実などの取組による医療の質・安全性の向上や、地域の医療機関との連携の推進状況などを評価いたしております。

第3期中期目標期間の4年間につきましても、中期計画の全体的な達成状況を総合的に評価したものでございます。

評価に当たり、財務内容はもちろん重要な要素でございますが、地域医療の中核であるべき市立病院として、地域で必要とされる医療を切れ目なく提供できているかといった面もしっかり確認すべきであると認識いたしております。

今後、業務実績全体について総合的な観点から評価を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

(29番矢野議員登壇)

○29番 矢野伸一郎議員 肝腎なのは、経営再建の中身です。中期計画では、一時的な資金不足に備え、短期借入金の限度額12億円が設定され、旧病院跡地の資産の譲渡を進めるとされています。しかし、資産の売却や借入れは一時しのぎにすぎず、毎年5億円規模の資金流出が続けば、遠からず行き詰まることは明かです。評価委員会も指摘するとおり、救急車搬送受入れ件数の向上は収益確保に直結します。第4期目標期間において、救急体制の強化をはじめとする収益改善策と費用の適正化をどう進め、いつまでに収支均衡を回復させるのか、設立団体として運営費負担金等の在り方も含め、経営再建をどう関与していくのか具体的にお答えください。

○橋本 潤議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 財務状況につきましては、コロナ禍後の患者動向の変化や、昨今の物価高騰等の影響を受け、依然として厳しい状況が続いております。

こうした中、病床利用率の向上をはじめ、より効果的な収益確保の取組が重要であると考えております。近隣医療機関との連携による紹介患者の確保などを一層推進するとともに、引き続き材料の積極的な価格交渉を通じて、費用比率の抑制に努めるなど、実効性のある速やかな取組を求めています。

一方、今後の改善要素として、今年度の診療報酬改定では賃上げや物価高などに対応したプラス改定が行われております。本年6月分からの改定率では全体で2%強のプラスとなっております。市といたしましても、こうした診療報酬改定の影響や、今後の医療環境の変化などの動向を注視しつつ、病院経営に対する効果的な支援を見極めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

(29番矢野議員登壇)

○29番 矢野伸一郎議員 次に、議案第98号 水道事業会計補正予算の井戸用地取得についてお伺いいたします。

本件は片山浄水所の処理能力の増強のため、市立吹田市民病院が所有する旧あゆみ保育園跡地879.15㎡を建物付現状有姿で取得しようとするものです。参考資料によれば、当初予算は近隣の地価公示価格及び建物撤去費用を勘案して1億4,000万円と計上していたところ、相手方の鑑定価格に基づく提示額が当初予算額を上回ったため、1,400万円を増額し、1億5,400万円とすることです。見逃せないのは、価格の根拠が相手方の鑑定価格とされている点です。買主である市が、売主の依頼した鑑定に基づく提示額をそのまま受け入れて予算を増額するのであれば、価格改定の公正性、客観性に疑問が残ります。本件用地の取得に当たり、市は独自に不動産鑑定評価を取得したのか。取得していないのであれば、その理由を、取得しているのであれば、相手方

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

の鑑定価格との差異も含め、価格の妥当性をどう検証したのかお答えください。

○橋本 潤議長 水道事業管理者職務代理者。

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 井戸用地の取得に当たり、金額の妥当性を確認するため、水道部でも独自に不動産鑑定評価を取得しております。不動産鑑定評価基準に基づき、周辺の取引事例、公示価格等を踏まえて算定された鑑定評価額について、その評価条件、算定方法及び周辺の不動産取引価格等を確認した上で、相手方の提示額が水道部が取得した鑑定価格を下回っており、取得価格として妥当であると判断したものでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 次に、本件は建物つき現状有姿での取得であり、旧保育園の建物撤去費用は取得後に市が別途負担することになります。当初予算は撤去費用を勘案して計上したとのことですが、更地価格から撤去費用を控除する、いわゆる建付減価は取得価格に適切に反映されているのか、撤去費用の見込額は幾らで、土地取得費、撤去費用、井戸の掘削整備費用と合わせた総事業費は幾らになるのか。地下水確保という目的に照らし、他の候補地との比較検討は行ったのかお答えください。

○橋本 潤議長 水道事業管理者職務代理者。

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 片山浄水所の水源となる井戸用地につきましては、以前から浄水所周辺の生産緑地や、市が所有する用地など、複数の候補地について検討してまいりました。井戸の掘削工事や定期的な保守・点検が可能な立地、面積であることに加え、当該浄水所までの導水管の布設延長や井戸が稼働可能となる時期を考慮した場合、今回取得を予定している旧あゆみ保育園跡地が最適と判断したものでございます。

また、建付減価された当該用地の価格は1億5,400万円、総事業費は建物の撤去費用約4,500万円を含め、井戸の掘削費用や導水管の布設費用など4億7,000万円程度を見込んでおります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 最後に、本件について要望を申し上げます。

今回の増額補正は、参考資料では相手方の鑑定価格に基づく提示額が当初予算額を上回ったためと説明されており、あたかも売主の鑑定のみを根拠に価格が決まったかのように読めます。ただいまの御答弁では、水道部としても独自に鑑定価格を取得し、相手方の提示額がその鑑定価格を下回ることを確認した上で妥当と判断したとのことでありました。であるならば、なぜ、その事実と検証の過程を議案の参考資料に明記しなかったのでしょうか。買主としての検証を尽くしていながら、資料の上では売主の言い値を受け入れたようにしか見えない、市民と議会に対する説明としては極めて不十分であります。

加えて当初予算の地価公示価格等を勘案した積算にとどまり、結果として1,400万円、率にして1割の増額を要することとなりました。本市の鑑定取得は本年3月、相手方は本年6月10日となっております。取得の時期や方針が定められなかったことが、積算の精度を欠き、補正の提案が9月にずれ込んだ一因ではないでしょうか。

つきましては、第一に、用地取得に当たっては取得方針と時期を早期に確定し、予算計上の段階から鑑定価格を踏まえた精度の高い積算を行うこと、第二に議案の参考資料には、本市自らの取得した鑑定の有無と、価格決定に至った検証と過程を必ず明記すること、第三に、市関係法人間の財産取引については、双方の鑑定の実施とその際の検証を標準的な手続とし、価格決定の透明性を制度として担保すること、以上、強く申し上げまして代表質問を終わります。

ありがとうございました。

○橋本 潤議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 自由民主党・無所属の会の藤木栄亮です。通告に従い、会派を代表して質問を行います。

まず、A I 翻訳通訳サービスを活用した行政窓口

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

の多言語化についてお伺いをいたします。

近年、本市においても外国人が増加しています。吹田市の公表している資料によりますと、外国人人口は令和7年9月末時点で8,241人となっており、また、ゼロ歳から14歳までの外国人についても、平成30年9月末の324人から、令和7年9月末には645人へと大きく増加しております。本市が策定した吹田市多文化共生推進アクションプランにおいても、外国人等の増加や多国籍化に伴い、行政窓口において言葉が通じない、書類が日本語で書かれており書き方が分からないといったコミュニケーション上の課題があることが示されております。

現在、本市では、外国人が市役所等で手続や相談を行う際に通訳者を派遣する行政通訳同行を実施しており、非常に重要な取組であると認識しております。

一方、この制度を利用するには、原則として利用日の5営業日前までに予約する必要があります。しかし、市役所への来庁は必ずしも事前に予定されているものばかりではありません。転入、転出、住民票、国民健康保険、子育て、福祉、税金など外国人が突然窓口を訪れることも十分に考えられます。

そこで注目したいのが、A Iを活用した多言語通訳サービスです。本市教育委員会では、既に令和7年度から小・中学校においてタブレット端末を利用したA I多言語通訳サービスを導入しております。さらに、令和8年度には日本語指導を必要とする児童、生徒への支援として、A I翻訳機を本格導入しております。近隣の豊中市では、市民課において行政用語にも対応したA I多言語通訳サービスを導入しております。大阪市では、令和7年4月から全24区役所に多言語翻訳機を200台導入し、導入後僅か数か月で約6万5,000回利用されるなど、行政窓口における需要の高さが明らかになっております。

そこでお尋ねします。まず、現在、本市の市長部局において、A I翻訳機やタブレットを利用した多言語通訳サービスを導入している部署をお答えください。また、外国人への窓口対応について、言語が通じないことによって対応に時間を要したケースや、職員がスマートフォン等の翻訳アプリを利用して対

応しているケースについて、市として実態を把握しておりますか、お答えください。

次に、教育委員会にお聞きします。

本市教育委員会で既に導入をしているA I翻訳通訳サービスについて、その利用件数や教職員、児童、生徒、保護者等からの評価、翻訳精度、業務負担の軽減効果など、どのように評価しているのでしょうか、お答えください。

教育現場で一定の効果が確認されているのであれば、そのノウハウを市役所全体で共有することも重要ではないでしょうか。

ただし、行政通訳同行をなくすということではありません。複雑な相談や正確な意思疎通が求められる場面では、人による通訳が必要です。

一方、日常的な窓口案内や比較的簡単な手続についてはA I通訳を活用するなど、人による通訳とA Iによる通訳を適切に使い分けることで、外国人の利便性向上と、職員の負担軽減の双方につながると考えますが、市の見解を聞きます。

次に、同じくコミュニケーション支援という観点から、手話通訳へのA I、I C Tの活用についてお伺いをいたします。

本市では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解と普及を進め、聴覚に障がいのある方が安心して暮らすことのできる地域社会を目指して手話言語条例を制定しております。条例を制定した本市だからこそ、手話によるコミュニケーション環境の整備についても、今後、さらに一歩進んだ取組が求められるのではないのでしょうか。現在、行政窓口などにおいて手話による意思疎通が必要な場合には手話通訳者による対応が基本となっております。もちろん相談内容が複雑な場合や、正確な意思疎通が必要な場面において、人による手話通訳が極めて重要であることは言うまでもありません。

一方で、窓口で突然手話による対応が必要になった場合や、手話通訳者がすぐに対応できない時間帯など、必ずしも十分なコミュニケーション環境が整えられているとは限りません。近年では、タブレット端末を活用し、遠隔地にいる手話通訳者とビデオ通話でつなぐ遠隔手話通訳や、職員が話した内容を

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

リアルタイムで文字表示する音声認識、音声筆談サービスなどが自治体窓口でも活用されております。さらに、ＡＩ技術の進歩によって、カメラで手話の動きを認識し、文字や音声に変換する技術、逆に音声や文字を手話表現に変換する技術についても研究、実証が進んでおります。ＡＩを活用して手話をリアルタイムに文字で変換する手話トークなどの技術が開発され、藤沢市、福岡県、いわき市などの自治体において、行政窓口での実証が進められております。

こうした技術は、現時点で、全ての手話表現を完全に正確に翻訳できる段階ではないと承知しております。手話には地域差や個人差、表現や体の動きによって意味が変わる表現もあり、ＡＩだけで全てを置き換えることは現実的ではありません。しかし、だからといって、技術が完成するまで、行政として何もしないということではなく、現在利用できる技術から積極的に活用していく姿勢が重要なのではないのでしょうか。

例えば、市役所の主要窓口にタブレット端末を設置し、必要な場合には遠隔手話通訳につなぐ、簡単な案内や手続については音声で即座に文字化する音声筆談を活用する、そして、将来的にはＡＩによる手話認識、翻訳技術の精度向上を見ながら、実証導入についても検討していく。こうした複数の手段を組み合わせることで、聴覚に障がいのある方が手話通訳者がその場にいないでも一定の意思疎通ができる環境を整えることができると考えます。

そこでお伺いをいたします。まず、本市の行政窓口において、聴覚に障がいのある方への対応として、遠隔手話通訳、音声筆談、音声認識による文字表示など、ＩＣＴを活用したコミュニケーション支援を、現在、どの程度導入しているのかお答えください。

先ほど、外国人へのＡＩ多言語通訳について申し上げましたが、多言語通訳、音声筆談、遠隔手話通訳などを一つのタブレット端末で提供している自治体もあります。それぞれ別々の機械や制度として考えるのではなく、外国人、聴覚に障がいのある方、高齢者など、コミュニケーションに支援を必要とする方々に対する行政窓口のコミュニケーション支援という一つの施策として整備することも可能ではな

いでしょうか。特に、本市は手話言語条例を制定している自治体です。条例を制定するだけではなく、新しい技術を積極的に取り入れ、実際の行政サービスの中で、手話の使いやすい環境を整えていくことが重要だと考えます。まず、市役所本庁の利用者が多い窓口等において、遠隔手話通訳や音声筆談機能を備えたタブレットを試行的に導入し、その効果を検証してはいかがでしょうか、お答えください。

さらに、ＡＩによる手話認識翻訳技術についても、国や民間企業、他自治体の実証実験や技術開発の状況について、継続的に情報収集を行い、実用性が高まった段階で速やかに導入できるよう、準備を進めべきと考えます。手話言語条例を制定している本市だからこそ、ＡＩやＩＣＴも活用しながら、聴覚に障がいのある方が通じない、伝えられないと感じることのない行政窓口を目指すべきではないでしょうか、本市の見解を伺います。

次に、学校徴収金について、教育関連です。

昨年９月定例会でお示しした豊津第一小学校の事例です。令和６年度２年生で年度当初１万６,５００円と試算した予算に対し、繰越金が１万１,３５０円、繰越金率が何と８１.９％でした。教育監からは、令和７年度集金の調整等を行い、適切に対応しております、また、校長指導連絡会で校長に適正な徴収に努めるよう指導してまいりますとの答弁でした。

事後検証します。同じ豊津第一小学校で、令和８年度、６年生の積立金は、第１期、第２期で各６,０００円、第３期から第５期で各５,０００円、年間２７,０００円。令和７年度、６年生と各期の内訳まで１円の違いもなく一致しています。

しかし、令和８年度の６年生ではおよそ１万円を要する臨海学習が実施されていなかったと承知しています。本年度から委任状を不要とする生活保護費の代理納付が実現しました。制度改善としては評価いたします。ただし、徴収額が行事の変更を反映せず据えおかれるなら、そのまま、精算の過大分が代理納付を通じて生活保護世帯からも機械的に引き落とされ続けます。過大な徴収は保護者負担にとどまらず、公的給付の側にも及ぶ構造になっています。教育長にお伺いをいたします。昨年９月、適切に対

応していると答弁された同じ学校で、およそ1万円を要する行事が実施されないにもかかわらず、徴収額が1円も見直されていないという事実を教育委員会はいつ、どのように把握しましたか。9月の答弁以降、どのような指導を行い、全校における行事変更に伴う徴収額の見直しを、今後、いかなる仕組みで確認していくのか、併せてお答えください。

その他として、上の川浸水被害と今後の治水対策について、お伺いをいたします。

本年8月28日の集中豪雨により、千里山地域の上の川周辺において、再び浸水被害が発生しました。被害に遭われた皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

上の川については、これまでも度重なる浸水被害が発生してきました。そのため、平成15年度には千里山東公園の地下に貯留容量9,100m³の上の川調節池が整備されています。しかし、その後も平成18年、平成19年に浸水被害が発生し、平成25年8月25日の豪雨では、18戸の浸水被害が発生しました。当時、大阪府の資料によれば、上の川調節池は9,100m³まで貯留しており、最大貯留容量に達しています。そして、平成25年の災害などを踏まえ、名神高速道路より上流部では、時間雨量50mm程度の降雨に対応するため、雨水排水経路を見直す治水対策も進められてきました。

こうした経緯を考えると、対策を進めてきたにもかかわらず、今回、再び浸水被害が発生したことについては、これまでの対策がどこまで機能したのか、そして、何が不足していたのかをしっかりと検証する必要があります。

そこで、まず、今回の雨についてお尋ねします。今回上の川流域では、最大10分雨量、30分雨量、60分雨量がそれぞれ何mmであったのか。また、上の川最高水位、上の川調節池の最大貯留量及び満水となった時刻について、市はどのように把握しておりますか、お示しください。

次に、今回の浸水被害について確認します。

河川そのものから水があふれた、いわゆる外水氾濫であったのか。それとも下水道や雨水管の排水能力を超えたことによる内水氾濫であったのか。ある

いは双方が重なった複合的な浸水であったのか。今回の浸水原因をどのように分析しておりますか、お示しください。これは非常に重要な点です。原因が河川の流下能力にあるのか、雨水管の能力にあるのか、調節池の能力にあるのかによって、今後、取るべき対策が全く異なってきます。

また、平成25年の被害を踏まえて実施した対策について、具体的にどのような工事を行い、それによって上の川流域の治水能力がどの程度向上したのか、今回の豪雨において、その対策は計画どおりの効果を発揮したのかについてもお示しください。

さらにお尋ねします。大阪府がこれまで上の川で目標としてきた治水安全度の一つが時間雨量50mm程度であります。しかし、近年は、線状降水帯や局地的な集中豪雨など、短時間に50mmを大きく超える雨も珍しくありません。これまでと同じ整備水準だけで今後も千里山地域の安全を守ることができるのでしょうか。今回の被害を受け、上の川流域について、改めて浸水シミュレーションを行い、現在の河川、雨水管、調節池を一体として治水能力を再検証する必要があると考えますが、市の見解をお聞かせください。その上で、既存の上の川調節池のさらなる機能強化、新たな雨水貯留施設の整備、雨水幹線の増強、学校や公園など公共施設を活用した雨水貯留施設の整備なども含め、地域全体で雨水を一時的に貯留する対策を検討するべきではないでしょうか。

上の川は大阪府が管理する一級河川であり、市だけで完結する問題ではありません。しかし、被害を受けるのは吹田市民です。大阪府管理の河川だからということで終わらせるのではなく、吹田市が主体的に今回の被害状況を把握し、大阪府と共同で原因を検証した上で、必要な対策を具体的に府へ求めていくべきだと考えます。今回の被害を踏まえ、大阪府とどのような協議を行い、どのような追加対策を求めていくのか。また、市として実施できる対策について、いつまでに方向性を示すのかお答えください。

これで1回目の質問を終わります。

○橋本 潤議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 AI機器を用いた多言語サ

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

ービスの状況につきまして、まずは都市魅力部から御答弁申し上げます。

多言語翻訳機につきましては、市民相談室、市民室、保育幼稚園室、健やか親子室、子ども発達支援センター、生活福祉室、国民健康保険課及び地域保険課の窓口、合わせて13台備えております。また、文化・スポーツ推進室では、各所管への翻訳機の貸出しも行っております。

外国人への窓口対応につきましては、大半は来庁者持参のスマートフォンを介して行っておりますが、状況によっては職員のスマートフォンを用いたケースもあることを確認しております。

議員御指摘のとおり、翻訳機と通訳者による対応の双方を整え、来庁者がそれぞれの状況に応じて選択できるよう、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 続きまして、学校教育部より御答弁申し上げます。

初めに、学校におけるA I 翻訳機につきましては、活用の希望のあった33校に配備し、教職員及び児童、生徒が日常的に活用をしております。また、個人懇談等におきましては、保護者が行政通訳を利用するほか、日本語指導担当教員へタブレット型翻訳機を貸与するなど、用途に応じた支援体制を整えております。

活用している学校からは、翻訳の精度に一部課題が挙げられているものの、多岐にわたる母語を持つ児童、生徒と日常的なコミュニケーションが図られているとの評価を得ています。

これらの翻訳機や行政通訳の活用により、日本語を母語としない児童、生徒及び保護者との対話がスムーズになり、教職員の業務負担の軽減にもつながっていると認識しています。

次に、学校徴収金につきまして、まずは担当より御答弁申し上げます。

昨年の9月定例会におきまして御答弁申し上げましたとおり、教育委員会といたしましては学校徴収金において多額の繰越金が生じることのないよう、校長指導連絡会における指導及び全校の決算状況の

確認等を行いました。

また、令和10年度からの公会計化に向け、本年度の夏季休業期間中には全校を対象としたヒアリングを実施し、課題や現状把握に努めてきたところです。

御質問の豊津第一小学校の事例につきましては、昨今の物価高騰に伴う借り上げバス代の上昇等により、積立金の繰越し予定額が想定より少なくなったことや、中止した臨海学習に代わる行事の実施を検討していることなどを鑑み、積立金額を一時的に昨年度並みに徴収しているとの内容を、本年度のヒアリングにおきまして把握いたしました。

今後、積立金に含まれております修学旅行や卒業アルバムなどの費用が確定した時点で、改めて徴収金額を精査し、残額が発生する場合につきましては、以降の徴収を停止するよう指導してまいります。

なお、公会計後は単年度での精算となりますが、それまでの移行期間につきましても、年度当初の納入計画策定の段階から適切に対応し、多額の繰越金が生じることのないよう、全校に対して指導してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 教育長。

○大江慶博教育長 昨年9月以降の繰越金の対応及び豊津第一小学校に係る御質問につきましては、ただいま担当から御答弁いたしましたとおりでございます。

また、その他の学校の繰越金の状況等につきましても、昨年度と比較して、多くの学校で改善されているとの報告を受けております。

今後、学校徴収金のより適正な徴収につきましては、引き続き状況把握や課題解消に向け、管理職への指導を徹底してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 A I 翻訳通訳サービスを活用した行政窓口の多言語化について、行政経営部から御答弁申し上げます。

本市では、令和7年（2025年）7月に、吹田市フロントヤード改革基本方針を策定し、デジタルでスムーズ、対面で安心、市民の生活に寄り添う窓口の

実現に向けた改革を推進しているところでございます。

市民の皆様がどの窓口を訪れても、便利に御利用いただけるよう、また、お困りになることがないよう、今後とも全庁一体的に改革を進めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 続きまして、福祉部よりお答えいたします。

窓口におけるＩＣＴを活用したコミュニケーション支援の現状といたしましては、市の手話通訳士によるＬＩＮＥのビデオ通話機能を用いた遠隔手話を備えております。さらなるサービス向上を目指し、民間事業者による遠隔手話や、手話ができない聴覚障がいのある方にも対応できるよう、文字起こしの機能があるアプリの導入を現在、検討しております。

ＡＩによる手話認識翻訳技術は日々進化しているものと認識しております。より良い窓口対応ができるよう、障がい当事者の方の声もお聞きしながら、民間企業の実証実験への参画も含め、先進自治体や最新技術の活用に係る研究及び情報収集を積極的に行ってまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 下水道部長。

○愛甲栄作下水道部長 下水道部にいただきました御質問に御答弁申し上げます。

まず、今回の降雨量等につきまして、上の川流域ではございませんが、吹田市防災気象情報システムによる夢つながり未来館の雨量データの値となりますが、最大10分雨量が24.0mm、最大30分雨量が48.5mm、最大60分雨量が54.0mmでございます。

なお、これらの値は、令和8年（2026年）8月28日の午前1時10分から2時40分の1時間での値となりますが、同日の3時50分から4時50分にも60分雨量42.0mmの雨量を観測しており、非常に激しい降雨が数時間の間に2度発生している状況です。

また、大阪府河川防災情報システムからの数値では、上の川調節池の公称能力は9,100㎥であります。同調節池の施設容量としての設計上の最高水位が6.8mであり、午前5時から午前6時まではこの

値を超えていたことから、満水であったと考えられます。また、上の川の最高水位でございますが、上の川調節池付近の値で1.59m、時間は午前5時10分でございます。

次に、今回の浸水原因の分析につきましては、詳細な分析はできておりませんが、大阪府の河川防災情報システムによる上の川調節池付近に設置されたカメラの映像から、上の川の水位が高く、河川を横断する橋に水が激しくぶつかり、溢水が発生していることが確認でき、外水氾濫が発生していたものと考えられます。

また、60分最大雨量54.0mmという値は、本市の下水道事業計画での10年降雨確率である60分最大雨量約50mmを超えており、下水道の排水能力を超えた状況であったことが想定されます。2度の立て続けの降雨で、上の川の水位が非常に高く推移しており、下水道から当該河川への排水を十分に行うことが難しく、内水氾濫も発生していた可能性も示唆されます。

以上から、今回の浸水原因は様々な要因が重なった複合的なものであると推察されます。

次に、前回の被害を踏まえて実施した対策と、今回の豪雨での効果の発揮につきましては、上の川治水対策として、大阪府との連携により、令和2年度から令和4年度にかけて実施した下水道工事についてですが、千里山西4丁目付近のエリアを受け持つ雨水管の上の川の接続位置が、河川の流下能力の低い箇所の上流側に接続されていたものを、流下能力の高い下流側に変更する工事で、管径1.1m及び1.2mの雨水管を約400m設置したものです。この雨水排水経路を変更する工事により、10年確率降雨、時間雨量50mm程度において、名神高速道路上流域の河川の流下能力が低い箇所の水位が、約15センチ低下するものです。今回の大雨に対し、効果がどれだけ発揮されたのかの検証は難しいですが、仮に、工事を実施していなければ、今回の被害がさらに拡大していたものと認識しています。

次に、治水能力の再検証につきましては、8月28日に起こった今回の降雨に対しては、被害の全容について現在集計の段階であります。今後、大阪府

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

と連携し、どのような降雨状況を想定するのかなど、一定の条件整理を行う必要があると考えております。

次に、今後の大阪府との協議及び対策につきましては、今回の降雨の特徴として、本市の下水道計画で定める降雨に匹敵するような大きな降雨が短時間に2度発生するという特異な状況であり、計画降雨として想定する降雨を超えるものでございました。

特に、上の川調節池の貯留量や河川水位は共に2度の時間帯以降の午前5時以降にかけて高くなっており、1度目の降雨の影響としての河川水位が高い状態が継続されたまま、2度目の大きな降雨が発生した結果、より多くの被害が発生したものと思われます。

今後、線状降水帯などによる今回よりも激しい降雨がいつ起こってもおかしくない状況であり、公共の施設整備や既存の様々なソフト対策を強化していくだけではなく、流域全体での治水対策の在り方を大阪府と連携して検討していく必要があります。

今回の被害を踏まえ、どのような対策を取れるのか、現時点ではいつまでに方向性をお示しできるか難しい状況でございますが、今後、大阪府と情報共有を密にし、有効な対策が取れるよう協議を進めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 36番藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 議長のお許しをいただきまして、2回目の質問と意見をさせていただきます。

まず、教育委員会の学校徴収金についてですが、ずさんな予算組みについては、今年度は改善されているということでございます。ちょっと時間の関係で、もう一つの課題である未納額の徴収業務の強化については質問できなかったんですけれども、仄聞するところによりますと、前期で予算を可決しました2年間で700万円の公金の貸付けですね、未納分に充てるといふ。それが今年度の1学期で、もう300万円使っているということも仄聞しております。2年で700万円で、たった1学期で300万円。これ、到底足りなくなるんじゃないですかね。今後ですね、また後追いしていきますけれども、未納額の徴収強

化についてもですね、今後、徹底していただくよう意見としておきます。

それで、皆様にお配りした資料について質問させていただきます。

日本財団の手話リンクの導入についてでございます。御承知のとおり、ボートレースの売上金の交付金により運営されている日本財団は、福祉、子ども支援、災害支援、障がい者支援など様々な公益活動に取り組んでおられます。その日本財団が、2013年度からモデル事業として取り組んできたものの一つに電話リレーサービスがあります。現在、法律に基づく公共インフラとして総務大臣が指定する一般財団法人日本財団電話リレーサービスにより運営されております。このサービスの中に手話リンクという仕組みがあります。これは聴覚や発話に困難のある方がスマートフォンなどから手話通訳オペレーターを介して、自治体や企業などへ電話で問合せができる仕組みです。利用者が行政機関のホームページに設置された手話で電話するといったボタンを押すことで、手話通訳オペレーターにつながり、オペレーターが音声で行政機関との通話を仲介いたします。

2026年8月末現在で全国1,475の電話番号に手話リンクが導入されております。自治体や警察などの公共機関への導入も広がっております。手話を必要とする市民が市役所に出向かなくても、自宅などから手話で行政に問合せすることができる環境を整えるということは、手話言語条例の理念にも合致するものと考えます。

まずはこのサービスから導入してみたいかがでしようか、担当副市長の見解をお聞かせください。

これで2回目の質問を終わります。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 まずは担当からお答えいたします。

手話リンクサービスは聴覚に障がいのある方が電話を使って手話で直接お問合せができる有効なコミュニケーション手段であると認識しております。そのため本市においても市の代表番号や障がい福祉室へのお問合せへの活用を検討してまいります。

以上でございます。

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

○橋本 潤議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 ただいま担当から御答弁させていただきますとおり、先進自治体の活用状況を確認しながら、手話リンクの導入について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 12番村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 日本共産党の村口久美子です。発言通告に従い、会派を代表して質問をさせていただきます。

7月28日に熊本地震、8月は千葉や北陸豪雨など、大規模な災害に見舞われました。亡くなられた方々、被災された方々に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

大規模な自然災害の頻発に大きな不安を感じる夏でしたが、この9月からはまた食料品が4,923項目値上げとなる今年最大規模の値上げラッシュで、物価高騰も先行きが見えません。政治が暮らしや命を守る役割をしっかりと果たすのか、国政でも地方政治でも問われています。吹田市には暮らしや命を守る立場でしっかりとその役割を果たしていただきたいと思います。

まず、防災についてお聞きをします。避難所の環境や被災者支援についてお聞きします。

10年前の熊本地震では、直接死50人、災害関連死228人と関連死が約4倍。能登半島地震では直接死228人、関連死527人と約2倍でした。せっかく助かった命が避難所の環境などの中で失われることがないよう避難所の環境改善の取組を大きく前に進める必要があります。

イタリアはTKB、トイレ、キッチン、ベッド等の生活環境を発災後48時間以内に、全ての避難所に設置するTKB48を実施しています。

さらに子どもの遊び場、トレーナー、母子専用の安全・安心スペース、マッサージの派遣など被災者に寄り添う支援も実施されており、国の考えによってここまでできるということも話題になっています。

日本政府もイタリアのTKB48の必要性を認め、トイレ、キッチン、ベッドなどの避難所生活の改善

を盛り込みました。

国は災害発生後に市場から大量に購入するのが難しいTKBの備蓄物資について、地方自治体があらかじめ備えることとしています。吹田市の現状を明らかにし、何が必要かを考えなければならないと思います。

以下、質問いたします。

7月28日に発生した熊本地震では、10年前と変わらない避難所の環境が問題となりました。硬い体育館の床に、高齢者も含め男女別なく雑魚寝。プライバシー空間はないという状況です。吹田市の簡易ベッドの数は2025年3月末時点で360台、市内小学校に各10台ずつでパーティションは1,620個となっています。上町断層地震の想定避難者は3万2,225人です。48時間以内に、全ての避難所で必要数を確保して簡易ベッドとパーティションを組み合わせたプライバシーを確保する空間を設置することは可能なのでしょうか。

○橋本 潤議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 本市では内閣府が定めるガイドラインと、大阪府が定める備蓄方針を踏まえて、発災時における備蓄目標を定めております。

避難所で活用するパーティションにつきましては備蓄目標を上回る数量を備蓄しており、ダンボールベッドにつきましては事業者との災害時応援協定の締結により、そのときの必要数を避難者へ配付できる体制を構築しております。また、発災後の避難所における速やかな環境整備を実現するためには、避難された方の受入れ当初から、動線の確保や区画の整理をすることが必要であり、平時からの取組として、地域ぐるみでの避難所開設や運営に関する訓練が重要となるものと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 12番村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 トイレは人権と言われるほど避難所では衛生的でプライバシーが守られるトイレは重要です。この間、災害時のトイレの確保のため、循環型トイレ、携帯トイレ、ラップボン型トイレの設置や備蓄増を進めてきましたが、今議会で提

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

案されている分も含めて、十分な備蓄となっているのでしょうか。備蓄数は発災から3日間の想定分とありますが、4日目以降のトイレの確保はどう考えているのかお聞かせください。

○橋本 潤議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 発災時における災害用トイレにつきましては、現状として備蓄目標を充足する数量を確保できております。また、これらの備蓄目標は、発災当日の避難者数を想定したものであり、備蓄物資を全て配付した後は、全国からの救援物資により、携帯トイレや簡易トイレを確保できるよう、調達を行うこととしております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 12番村口議員。

(12番村口議員登壇)

○12番 村口久美子議員 市立小学校35校、中学校18校、計53校の体育館に、空調設備とLPガスによる非常用発電設備が整備されました。非常用電源は小、中学校とも、3日間は使えるとのことですが、中学校では空調を使う電力は想定されていません。昨今の暑さの中での災害も想定し、中学校でも空調使用ができる仕様に改善してはいかがでしょうか。

○橋本 潤議長 学校教育部長。

○大山達也学校教育部長 まずは学校教育部から御答弁申し上げます。

空調設備が使用できる大型の非常用発電設備につきましては、災害時における各避難所の役割や、必要となる機能等を踏まえ、小学校を優先して整備しています。中学校につきましては、他の防災対策とのバランスや財源面も考慮し、現時点では発電設備の仕様を変更する予定にはなっておりません。

以上でございます。

○橋本 潤議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 続いて、危機管理からお答えいたします。

今回整備しました中学校の空調設備の仕様は、他の防災対策とのバランスや財政も考慮して、庁内で一定の結論を得たもので、見直しについては検討しておりません。

以上でございます。

○橋本 潤議長 12番村口議員。

(12番村口議員登壇)

○12番 村口久美子議員 吹田市はマンションなど共同住宅で住んでいる方が約75%です。建物は大丈夫でも、断水やエレベーターが使えなくなれば、避難所に来なければならない方も多くいます。

また、自宅避難をする方が3日間ほどの備えをしても、夏場の災害なら、クーラーのない環境では命に関わります。自宅避難者も含め、多くの方が空調のある場所で一定過ごせる想定は必要ではないのでしょうか。今後も検討を求めます。

吹田市立市民体育館の空調について、今年度は北千里市民体育館と目黒市民体育館の設置予算が提案されています。残りの3館についても早期に整備するよう計画を明らかにしてください。

○橋本 潤議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 令和7年度（2025年度）に策定いたしました吹田市スポーツ施設整備計画におきましては、安全なスポーツ環境の確保のために早期の着工を目指し、順次屋内スポーツ施設の競技エリアへの空調設置を進めるとしています。

今回、御提案させていただきました北千里目黒市民体育館を除く屋内スポーツ施設につきましても、先行する2館に引き続き、整備を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 12番村口議員。

(12番村口議員登壇)

○12番 村口久美子議員 残り3館については今年7月の吹田市公共施設最適化推進委員会で示された案では、北千里目黒の供用開始から2年ほど遅くなるスケジュール案となっていますが、前倒しし、2027年度の当初予算で出す検討をしていただくようお願いして、次の質問に行きます。

市は令和7年3月改定の吹田市備蓄計画、地域防災計画、受援計画、物資輸送協定等の整備をしてきました。公的備蓄、家庭備蓄、流通備蓄、他自治体、国、府からの救援物資を組み合わせ、3時間以内、24時間以内、72時間以内という区切りで、市が何を始めるべきかが整理されています。その上で、タイ

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

ムラインに沿った訓練の実施もされました。実際に訓練をした中から見えてきた課題や、優先して取り組むべきと検討している内容についてお答えください。

○橋本 潤議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 救援物資の輸送に関しては、これまでの訓練で応援機関との連携体制の確認や、輸送拠点のレイアウトの見直し、実際に物資を運搬しての配送ルートや物資荷下ろしの確認等を行ってまいりました。その上で、物資の管理・輸送に関しては、実績のある民間事業者等の外部機関との連携が非常に重要となるものと考えており、今後の訓練において、さらなる連携体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 代表質問の途中でありますが、議事の都合上、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後1時 再開）

○有澤由真副議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、代表質問を受けることにいたします。

12番村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 次に、豪雨災害対策についてお聞きをします。

8月28日未明に市内で起きた大雨は、市役所の雨量計で、時間最大雨量が45ミリ、連続雨量は86ミリ、山田の子育て夢つながり未来館の雨量計で、時間最大雨量が54ミリ、連続雨量は143ミリだったと聞いています。市内では千里山東1丁目付近や津雲台5丁目付近などで、道路冠水複数か所の浸水被害がありました。市のハザードマップは147ミリ想定ですが、2026年8月の千葉市と同規模の12時間348ミリの豪雨が吹田市で発生した場合、どの地域で、どの程度の被害が想定されますか。

○有澤由真副議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 本市の内水ハザードマップは内水氾濫の性質を踏まえ、本市において想定し得る

最大規模の降雨量として、1時間あたり147mmを基に作成しており、12時間当たりの降雨量による具体的な被害想定は実施しておりません。

なお、長時間にわたる降雨による被害としては、地面が大量の水を含むことによる市内各所での盛土や斜面の崩れ、上流部で長時間降り続いた雨が流れ込むことにより、河川氾濫に伴う浸水などが考えられます。

河川氾濫に関しては洪水ハザードマップを作成しており、市南部を中心に、広範囲で1mから5m程度の浸水を想定しております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 現状では、広範囲に1mから5mの被害ということで、大きな被害が予想されています。現在進行中や予定をされている工事による影響についてお聞きをします。

佐井寺西土地区画整理事業に伴う保水力の変化や、上の川暗渠化による河川の氾濫の危険はないか、保水力低下による河川の氾濫への影響はないか、その検証はどのようになされたのか。また、あるとすれば、どのような対応を実施する予定なのかについて御説明ください。

今回の浸水被害や進行中の開発を踏まえた新たな調整池の整備の必要性についても、あわせてお答えください。

○有澤由真副議長 地域整備担当理事。

○野口裕嗣地域整備担当理事 佐井寺西土地区画整理事業につきましては、土地利用形態が山林や田畑から道路や住宅などへの変更により、土地の保水力が低下すると想定されます。

本事業では保水力の変化を検討し、従前の土地の保水力を維持する対策といたしまして、吹田市開発事業の手続等に関する条例に基づき、ピーク値の1時間雨量90mm、5時間の総雨量175mmの降雨に対応できる雨水貯留型施設として、雨水調整池などを4か所、合わせて約8,100㎡の施設を整備中であり、新たな調整池の整備は必要ないものと考えております。

また、工事中においても、仮設の沈砂池を設置し、雨水の流出抑制を図っております。

上の川暗渠化につきましては、河川管理者である大阪府の治水目標である100年に一度程度の確率で発生する降雨、いわゆる100年確率降雨に対して河川の水位を算出し、安全に流下できる断面を確保しており、河川の流下能力への影響はございません。

以上でございます。

○有澤由真副議長 12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 今回の浸水被害について何人かの方々にお聞きをした中でも、止水板や止水シートを利用されていた方はおられませんでした。購入の助成制度があることも、まだまだ知られていないと感じました。止水板設置のための補助金制度の案内については、市報で知らせ、浸水が想定される地域の郵便局やイオンにチラシを置いていたのですが、置いている場所が分かりにくいとの声もあります。申請件数は、あっても年間数件という状況です。今回、浸水被害に遭ったところでも、止水板・止水シートがあれば、浸水が防げたと思われる場所が多くあります。止水板、止水シートの購入補助制度があることや、土のうを届ける支援があることを、市のSNSでの発信、浸水被害がある可能性の地域にはチラシ配付をするなど、もっとしっかりと知らせていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○有澤由真副議長 下水道部長。

○愛甲栄作下水道部長 土のうの配付や止水板等購入助成事業については、全ての市民が公平に知る機会を持てるよう、市の市報や市のホームページを通じて広報に努めてきたところです。

また、必要とする人や場所に情報を届けられるよう、今回浸水被害のあった店舗や家屋の一部については、止水板助成事業を紹介するチラシの配布を実施しております。

土のうの配付等におけるサービス提供については、SNSを活用した情報発信も実施してまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 必要な方に届く広報と同時に、案内チラシの内容を、まずは御相談くださいなど、市民の方に分かりやすくしていただきたいと思っています。止水板などは多くの種類があり、住んでいる場所や予算によって違ってきます。まずは相談すれば一緒に考えてもらえるんだということも、あわせて広く知らせてください。

千葉市の豪雨災害では、アンダーパスで冠水事案が発生し、国交省は直轄国道102か所で排水設備等の緊急点検を実施し、結果を踏まえて、予防的な事前交通規制、規制基準の強化、冠水時の進入防止対策の強化を検討しています。水位、雨量などを雨水センサーや監視カメラで検知し、電光表示や警報などで知らせ、遮断機・ゲートなどで進入を物理的に防止する対策を導入している自治体もあります。

吹田市内ではアンダーパスで冠水予測をしている道路は何か所ありますか。そのうち何か所で、どのような対策が取られていますか。それらの情報はどこで共有をされていますか。

○有澤由真副議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 市道において車が通れるアンダーパスは5か所ありますが、豪雨に対して必要な排水能力を有しており、清掃点検等の未然防止に努めていることから、明確に冠水を予想しているという箇所はございません。

しかし、排水能力を超える豪雨によりアンダーパスが冠水した場合の対策としましては、車両進入を防ぐため、5か所の全てに水位計と連動した冠水表示板を設置しております。また、冠水が長時間継続するなど、広く市民へ影響する場合には市のホームページに掲載するなどの情報共有に努めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 危機管理室と土木下水等関係部局で冠水が予測される道路の現状の情報が共有できていないのは問題だと思いますので、現状を共有し、対策を検討してください。事前の基準を設け、

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

水位センサーと連動し、予防的に進入防止ができる遮断機やゲートの導入を検討すべきではないでしょうか。

○有澤由真副議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 まず土木部から御答弁申し上げます。

市道のアンダーパス5か所を含め、大雨警報発令時等のパトロールについては、土木部と下水道部で役割分担の上実施しており、危険箇所等が発見された場合には情報を共有し、必要な対策を講じております。

現在、冠水時の車両進入対策として、水位計と連動した冠水表示板を設置しておりますが、国においてもアンダーパスにおける冠水事故防止に向けたガイドラインの策定を検討しているところであり、これらの動向を注視しつつ、安全な通行空間の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 下水道部長。

○愛甲栄作下水道部長 下水道部からも御答弁申し上げます。

過去の冠水実績を土木部と共有し、台風等の大雨前や大雨警報発令時の降雨時において、パトロールを実施すべき箇所を定め、共通した点検位置を基に、分担しながら点検等を実施しております。

近年、新たに冠水被害が頻繁に発生している箇所につきましては、引き続き関係部局と情報共有を進めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 危機管理からも御答弁申し上げます。

風水害の発生時には土木部や下水道部がパトロールによる現地確認、点検、調査を実施した上で、危険箇所や被害状況、対応状況等を危機管理室に報告する体制を取っており、適切に庁内関係部署で情報共有に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○有澤由真副議長 12番 村口議員。

(12番村口議員登壇)

○12番 村口久美子議員 国による新たな検討もあるということで、動向を注視しながらも迅速な対応をお願いしておきます。

世田谷区の雨庭の手引を参考資料としてつけています。御参照ください。

市は10年に1回程度の1時間約50mmの降雨に対応することを基本的な整備目標にし、2024年度末の整備率は吹田市では54.1%となっています。

また、雨水レベルアップ事業も進めてきました。多くの費用と時間が必要な事業ですが、非常に大切な事業です。しかし、同時に、近年の異常気象による雨量の増え方は整備のスピードを遥かに超えています。市内の住宅、学校、公園、公共施設で雨水をその場で貯留・浸透させる仕組みをどこまで増やすかという視点も必要だと思います。

世田谷区では、公共施設だけでなく個人宅の庭などに雨水を一時貯留・浸透させる雨庭を広げています。雨庭の手引を作成し、雨庭づくり講座や雨庭づくり相談を開催し、専門家の派遣・地域リーダー育成を行い、実際に自分で雨庭を施工する市民を養成しています。雨水タンクや雨水ます、浸透トレンチと組み合わせ、区の豪雨対策として位置づけ、町の緑化、温暖化対策にも力を発揮しています。吹田市でも、雨水をその場で貯留・浸透させる仕組みを面的に広げるよう、世田谷区のように政策にして推進をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○有澤由真副議長 下水道部長。

○愛甲栄作下水道部長 現在、下水道部が実施している雨水を貯留・浸透させる取組といたしましては、すいたすまいる条例に基づき、開発事業者に対し、雨水を地下に浸透させる雨水浸透型施設や、一時的に貯留させ、河川へ流達する時間を遅らせることで河川への影響を軽減させる雨水貯留型施設の設置を義務づけております。

また、公共施設における取組といたしましては、市内の小、中学校のグラウンドに、一時的に雨水をためる校庭貯留施設や、公園内に雨水貯留施設を設置しております。

次に、個人に対する取組といたしましては、現在

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

は実施しておりませんが、雨水貯留タンクの設置費用を助成する制度など、大雨時において下水道施設や河川への雨水の流入を軽減させる対策を行っていました。

引き続き、浸水対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 すまいる条例に基づいた取組も進められています。調節池や下水管整備も進められています。その上で、昨今の雨量を考えたときに、さらに個人や民間を巻き込んでの取組の推進が有効ではないかという提案です。ぜひ、雨水タンク助成も復活させ、その場で雨水を貯留・浸透させる取組を推進していただくことを求めて、次の質問に行きます。

次に、物価高騰対策についてお聞きします。実施をされたプレミアム付デジタル商品券についてお聞きをします。

市は昨年度、約26億円の物価高騰対策を実施しました。中でもプレミアム付デジタル商品券については、高齢者や障がいをお持ちの方を中心に、申請の仕方も分からない、使えないなど、様々な御意見、御要望をいただきました。結局、何も受けられなかったという方がおられました。物価高騰の影響は全ての人を受けているのに、物価高騰対策は全ての人には行き渡らなかったことは問題だったと思っています。プレミアム付デジタル商品券は、結局一部の人にしか届いていないのではないのでしょうか。延べではなく、実数で何人の方が購入したのか、1次販売、2次販売の購入人数をお答えください。

○有澤由真副議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 デジタル商品券の購入者数につきましては、1次販売が約9万2,000人、2次販売が約2万1,000人の合計約11万3,000人でございます。

なお、販売に当たりましては、自治会をはじめ市報すいたやホームページなど、様々な媒体を通じて当該事業の内容や、申込方法等に関する説明会につきましての広報を行ったところでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 12番村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 やはり市民の約3分の2の方々には届かなかった政策だったということです。

また、第1次の申込分では、申請された方にデジタル商品券が届かないトラブルがありました。そのときに相談窓口にも電話しても何日間もつながらないという状況が続きました。委託した業務内容が十分に執行されたとは言えませんが、事業者の責任はないのでしょうか。コロナのワクチン接種の相談窓口を委託したときは、パソナが契約どおりの人員を配置していなかった契約違反が明らかとなりました。今回は市は監督したのかお聞きします。

また、今回はそういったトラブルも含めて対応することを当然想定されていたと思いますが、どのような想定をして、どんな人員配置をしていたのか、また、その根拠についても御説明ください。

○有澤由真副議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 コールセンターにつきましては、他市で実施されました同様の商品券事業における問合せ内容や件数等を参考に、必要な体制を想定いたしました。その上で、過去の本市類似事業におけるピーク時の体制である電話回線6回線を基本とし、状況に応じて最大11回線まで対応可能な体制といたしました。

また、配置状況につきましては、事業者から日々報告を受ける中で、随時確認をしておりました。

以上でございます。

○橋本 潤議長 12番村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 トラブル時も想定して、窓口も含めて、約1.4億円の予算で業務の委託をしたけれども、実際には対応し切れなかったという状況になりました。物価高騰対策としてどうだったのか、引き続き決算でも総括が必要だと思います。

次に、物価高騰対策としての水道料金の減額免除の実施を求めて質問をいたします。

これまでも物価高騰対策として全ての人に行き渡る支援として、水道料金の減額免除の検討を求めて

きましたが、吹田市は水道事業は独立採算の考え方であることを理由に、実施しないとしています。しかし、独立採算イコール物価高騰対策として一時的な料金減免もできないではありません。全国で300を超える自治体が、国の重点支援地方交付金を水道料金の減免に活用しています。申請不要、使用用途の制限なし、全世帯に公平、水道利用者なら自動的に恩恵を受ける、料金徴収システムで対応できるというメリットがあり、物価高騰対策という政策目的だけを考えると、水道料金減免はかなり合理的な手法といえます。12月議会前に、また一定規模の補正予算が追加されることが想定されます。その際に、水道料金の減免を物価高騰対策として実施するのは合理的だと思いますが、いかがでしょうか。

○有澤由真副議長 水道事業管理者職務代理者。

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 本市水道事業におきましては独立採算制の下、受益者負担の原則の観点から、物価高騰対策としての水道料金の減免は検討しておりません。引き続き公共の福祉の増進を図るため、水道事業の責務である安全で安心な水道水の安定供給に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 12番村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 物価高騰対策として一時的、臨時的な支援策として実施すれば、全ての人に行き渡り、経費もかからず、すぐにでき、一番効率的ではないですかとお聞きをしています。市長、御答弁をお願いします。

○有澤由真副議長 水道事業管理者職務代理者。

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 まずは担当より御答弁申し上げます。

地方公営企業としての独立性や、水道インフラに必要な経費負担の在り方の観点から、事業の根幹となる水道料金を安易に減免することは、経営上適切ではないと考えております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいま御質問の中で、物価高騰対

策という政策目的だけを考えると、水道料金減免はかなり合理的な手法だと言えます、という御発言がありました。御質問議員もその辺は水道事業のことはよく御存じだと思います。

そこでこのフレーズが入ったと思うんですけれども、物価高騰対策だけで行きますとという、今、水道部からのお答えは、水道事業経営とは何たるかという答弁をさせていただきました。御承知のとおり、水道事業は公営事業として、公営企業として、地方公営企業法の趣旨にのっとり、独立採算により経営を行っています。その最大の責務は、安全で安心な水道水を安定供給することであり、その使命を果たす上で健全な経営を維持する、そのために最低限の料金収入を得て、これを経営しております。特にライフラインインフラの経営においては、効率性の追求により、効果が二の次にならないよう努めており、一時的な政治的判断により料金を減免することは、市民の命と暮らしを守る、すなわち公共の福祉の維持という本市市政の使命と一致するものではありません。

物価高騰対策は自治体のみならず国策としてなされなければならない、そのように考えます。

○橋本 潤議長 12番村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 上・下水道の老朽化に伴う再整備の問題は吹田だけでなく、全国に大きな問題です。今後、管路の整備には莫大な費用がかかってきます。その全てを水道の利用料金だけで賄うのは到底無理であると、全国の議長会でも全会一致して、国に対して整備のための補助を増やし、一般会計からの繰入れもできるようにすることなどを求めています。

また、国の補助金増額などの対応が不十分な中、で水道料金の値上げに踏み切らざるを得ない場合でも、臨時的にでも水道料金の減額免除を物価高騰対策として実施をすれば、値上げ幅の抑制となり、家計を助けます。委託費などの経費を削り、全額市民に還元できる物価高騰対策としての実施を求めて、次の質問に行きます。

中小零細企業、個人事業主の後継者育成確保の支

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

援策の充実を求めて質問をいたします。

吹田市の2024年度商工実態調査では、廃業、売却、譲渡を予定している事業所の53.7%が後継者の不在を理由としており、事業をやめる理由のトップとなっています。さらに、1から4人の小規模事業所では、61.5%で小規模になるほど後継者問題での廃業が多くなっています。企業訪問によるヒアリング、事業承継問題の掘り起こし、経営者への当事者意識の啓発、事業承継・引継ぎ支援センターとの連携、事業承継事例の発信を主な取組として位置づけられていますが、直近3年間で企業訪問を何件実施したのか、企業訪問を実施した後、どのような対策、対応を実施してきたのか、その内容の詳細についてお答えください。

○有澤由真副議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 本市では企業訪問を通じた積極的な情報収集を行い、市内事業者の経営課題の把握に努めております。

直近3年間の訪問実績につきましては、令和5年度（2023年度）は83件、令和6年度（2024年度）は150件、令和7年度（2025年度）は138件でございます。

訪問時に事業承継に対する経営者の考え方などの確認による当事者意識の醸成に加え、既に明確な経営課題として御認識がある場合は、事業承継・引継ぎ支援センターにおつなげしており、承継に至った事例もございました。

以上でございます。

○橋本 潤議長 12番村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 例えば、八王子市では、約1年間かけて次の経営者を育てる後継者育成塾を商工会議所と共同で実施をし、卒業後も異業種の後継者同士のネットワークを形成しています。

札幌市では、後継者のいない事業者を市が訪問して掘り起こし、譲渡希望者と事業を引き継ぎたい企業や希望者をマッチングするプッシュ型の支援を行っています。

吹田市の事業承継支援は、相談窓口から大阪府事業承継・引継ぎ支援センターにつながることが中心で

すが、相談につながりだけでなく、後継者を育てる、探す、承継後の事業発展まで支える支援が必要ではないでしょうか。実際に、市内事業者から外国人実習生など、人材の流動性が高く、経営を守りながら技術や経営を引き継ぐ人材を育てることが難しかったという話も伺いました。

後継者不足は廃業だけでなく、市外への事業流出にもつながります。吹田市でも先進事例を参考に、後継者育成、後継者マッチング、事業承継型の創業への補助などを、専門機関や民間、商工会議所等との連携を強める中で推進していただきたいと思いますが、見解をお聞かせください。

○有澤由真副議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 中小・小規模事業者の事業承継につきましては、譲渡する事業者の御意向のほか、債務や事業価値などの固有の課題が複雑に絡みますことから、成功に導く手法は一律ではなく、専門家と共に取り組むことが重要であると考えております。

本市といたしましては、実態把握や啓発とともに、吹田商工会議所や事業承継・引き継ぎ支援センターなどの専門機関との連携を継続してまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 事業承継に課題を抱える事業者の掘り起こしと、その課題を共有し、事業承継までつなげる支援は、今後、さらに専門機関、商工会議所などとの連携が必要だと考えます。吹田市には事業承継の問題で相談に行ける窓口があると、事業者の方々が広く認識できるような取組、また、職員の専門性の向上などにも取り組んでいただきたいと御要望して、次の質問に行きます。

福祉の施策についてお聞きをします。

まず、吹田市介護老人保健施設について聞きます。現在、事業者の公募が開始をされていますが、公募条件に即してどのように確認をされているのか、以下、質問いたします。

市は10年間は介護老人保健施設、以下、老健と言います。としての運営は継続されると思っていますが、

どのように担保するのか伺います。市の買戻し特約は10年間となっていますが、その期間中に事業者が撤退などをすれば、市が土地・建物を買い戻して老健施設の運営を直営にして保障するということでしょうか。

○有澤由真副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 吹田市介護老人保健施設の事業譲渡につきましては、当該施設の土地及び建物に対して、目的外利用や登記目的の転売を防止するため、民法第579条の規定に基づき、10年間の買戻し特約を設定することとしております。まずは事業譲渡に当たって本市が設定した条件を遵守いただくことが前提ではございますが、万が一、譲渡先法人において事業継続が困難となった場合には、買戻し特約の権利行使も含めて、その時点での必要性等を考慮し、対応を検討するものと認識しております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 10年間の老健施設としての運用後の15年間の老健施設を含む介護保険施設としての事業継続はどのように担保されるのでしょうか。

○有澤由真副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 事業譲渡に当たりまして、譲渡先法人と基本協定書及び公有財産売買契約書を締結し、用途指定義務違反等による契約の解除や、違約金の支払いについて定めることにより、譲渡条件の遵守を促すものでございます。

以上でございます。

○有澤由真副議長 12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 入所者全員引継ぎは本当に保証されるのでしょうか。募集条件では、継続利用を希望する入所者については全員引き継ぐことを原則とするとされています。医療依存度が高い方、認知症の方、いわゆる社会的入所となっている方、他施設で受入れが困難な方についても例外なく継続利用できるのが心配です。継続を希望する方については、例外なく利用を継続できることを公募条件に明記、あるいは選定時の絶対条件にすべきではない

でしょうか。

○有澤由真副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 募集条件における継続利用を希望する入所者については全員引き継ぐことを原則とするという記載につきましては、引継ぎ時点において、在宅復帰が可能と判断された場合や、病状の急変等により医療機関への入院が必要となった場合など、例外的に引き継ぐことが適切でないケースを想定して原則としたものでございます。

以上でございます。

○有澤由真副議長 12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 希望する職員は全員採用は当然として、勤務条件まで守られるのでしょうか。法人からも希望者に対する面接を実施して、採用するかどうか決める裁量はあるのか、また、勤務条件については、受託法人の就業規則や給与規則に基づくことを前提としてよいのかとの質問が来ていますが、市は勤務条件等については具体的な制限は設けておらず、譲渡先法人の定めに従うことが前提だと回答しています。

しかし、勤務条件は職員の定着、事業継続、業務の質の維持などに大きく影響を与えるものです。譲渡先法人と現状の勤務条件との隔たりが大きい場合は、勤務条件の激変を緩和するための市の特別な手だてが必要だと考えます。希望者の勤務継続は原則ではなく、例外なく保障し、譲渡時に雇用条件の大幅な変更がある場合は、数年間の激変緩和措置を市が講じることを求めます。

○有澤由真副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 職員の継続雇用につきましては、事業者からの質問に対しまして、例外として、一般的に懲戒解雇に相当するような事由が生じた場合など、極めて重大かつ悪質なもののみを想定していることや、そのような場合も、必ず本市と協議の上で対応する旨を回答しております。

また、勤務条件につきましては、人材確保のための取組や適正な労働環境確保のための取組を選定項目とし、これらを含め、基準点を下回る場合は選定の対象外といたします。加えて、事業者からより良

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

い提案をいただくことは妨げておらず、これらも含めて総合的に選定を行うものでございます。

以上でございます。

○有澤由真副議長 12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 この施設を絶対に廃止させはならないと考えています。事業譲渡に当たっても、また、譲渡後も存続をさせるために、市が果たす責任について、春藤副市長はどのようにお考えか御説明ください。

○有澤由真副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 まずは担当からお答えいたします。

事業譲渡につきましては、本年9月4日付で参加表明のあった法人に対して、参加資格通知を発出したところでございます。

引き続き募集要項に沿って譲渡先法人の選定を進めてまいります。また譲渡先法人が決定いたしましたら、現在の指定管理者である吹田市介護老人保健施設事業団との引継ぎが円滑に進むよう、本市も尽力するとともに、譲渡先法人に対しまして所定の条件を遵守し、適切な施設運営が図られるよう求めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 吹田市介護老人保健施設の事業譲渡につきましては、安定かつ適切な事業運営が期待できる譲渡先法人を選定することが、現時点における本市の最も重要な責務であると考えております。

また、譲渡後につきましても、所定の条件が遵守され、本市にとって必要なサービス提供が適切にされているかを注視してまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 年内には事業者が決まる予定です。これまでお聞きした内容や地域との共同で続けられてきた取組が実際にどうなるか、引き続き注視していきます。

利用者や職員地域など多くの方も不安を持ちなが

ら見守っています。都度都度の丁寧な説明も求めておきます。

次に、加齢性難聴の補聴器購入補助制度の実施を求めて質問をいたします。

WHOでも認知症予防について、運動や社会参加、健康的な生活習慣など、様々な要素を重ね合わせながらリスクを減らしていくことが重要だとされています。近年、加齢性難聴への補聴器購入補助制度を導入している自治体は、補聴器をつけて生活することで、認知症予防、介護予防、フレイル予防、社会参加の促進につなげると位置づけ、加齢性難聴を単に耳が聞こえにくいという個人の問題や、お金の助成の問題だけではないと捉えて、助成制度を新設する動きが広がっています。

加齢性難聴購入補助制度があることが確認された地方自治体は、2025年4月386自治体から、26年2月には551自治体に増え、僅か10か月で165自治体が急増し、さらに導入する自治体が増えています。

高槻市は、今年8月から65歳以上で、所得制限なし、補助上限は3万円という制度設計でスタートをしています。これまで市は、国や全国の動向を見る、研究するとの答弁を繰り返されていますが、何をどのように研究したのか、いつまで研究を続けるのか、全国の動向を見れば、実施の時期だと思いますが、お答えください。

○有澤由真副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 加齢性難聴への補聴器購入助成制度につきましては、居住地域によって格差のない制度を創設するよう、継続して国や府に要望しているところでございます。

本市といたしましては、加齢性難聴の早期受診の必要性や、補聴器を適切に使用することについての啓発を継続するとともに、加齢性難聴と補聴器の関連の調査や、先行して制度を開始している市町村の実施状況の確認を行っております。

助成制度を創設することにつきましては現時点では慎重に判断する必要があると考えております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 随分と導入事例も増えて、比較検討できるようになっていると思います。これまで長年、どんな制度設計が有効か研究も重ねられてこられていると思います。その成果をぜひ、さすがと思うような内容で、実施して示していただきたい、そのことを求めて次の質問に行きます。

次に、お出かけ支援策の実施を求めて質問をいたします。

移動の自由については国民の基本的人権として守られるべきという考えの下、バリアフリー法などで対応がされてきました。しかし、超高齢化社会を迎える中で、それで十分かが問題となってきています。移動の権利保障という意味で、もう一步、国も自治体も役割を果たすべきところに来ています。

そのチャレンジとして、福岡市では移動に関する権利や交通政策について条例で定めています。日常生活に必要な移動を保障するという考え方を条例の目的に明記し、市の役割として通勤、通学、通院、買物、その他の日常生活に欠かすことのできない人の移動をまちづくりと一体に進めることを定めています。

吹田市は高齢者をはじめ、移動が困難な市民の移動する権利をどう捉えていますか。誰もが安心して移動できることを、市の責務として明確に位置づける条例や基本的な方針を制定していただきたいと思いますが、いかがですか。

○有澤由真副議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 本市につきましては、鉄道バスなどの公共交通の充足率の高い状況となっていますが、移動の権利につきましては、これら公共交通の利用が困難な方も含むとされているため、福祉部局との連携が重要と考えています。

現在、本市において新たな条例の制定は検討しておりませんが、基本的な方針として、吹田市公共交通維持・改善計画、吹田市バリアフリー基本構想により、誰もが安心して便利に移動できる環境を整備することを目指しており、今後も、社会の状況に応じた施策の推進に努めてまいります。

○有澤由真副議長 12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 福祉部局との連携が重要との認識が示されましたが、吹田市地域公共交通協議会などでも福祉部の意見聴取を十分行うことを求めています。

基本方針である吹田市公共交通維持・改善計画や吹田市バリアフリー基本構想の、誰もが安心して便利に移動できると、どれほどの市民の方が思っているのか。現状では困っているという声をたくさん聞きます。

阪急バスの減便もあり、移動が困難になった出かける手段がないという声を地域でたくさんお聞きをしてきました。お出かけ支援の実施が待ち望まれています。行政が多額の費用を負担するのではなく、地域の人材や資源をマッチングし、地域の力を活用して移動支援につなげている事例もあります。地域を走っている民間の巡回バスなどを、高齢者の外出支援に活用する方法も検討すべきではありませんか。

例えば、塾や病院、民間施設の送迎バスなどの車両の空き時間を、事業者と協議し、地域の高齢者の移動支援に活用する仕組みを検討できないでしょうか。

○有澤由真副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 民間事業者の車両の空き時間を活用することは、現時点では考えておりませんが、高齢者の外出に伴う負担や不便さを軽減するため、交通機関の割引制度や、通院時に利用できる病院の送迎バス、また、民間事業者による無料循環バスなどの情報提供を行っているところでございます。

以上でございます。

○有澤由真副議長 12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 我孫子市では、お金をあまりかけられないから、汗をかいて、民間事業者に補助金を出して、民間の巡回バス活用で移動手段を増やすことに成功しています。こういった事例も真剣に検討していただきたいと強く求めています。

経済的な支援策として、他市では高齢者を対象としたバス運賃の助成、タクシー券の交付、交通系ＩＣカードへの助成、グランドパスなど、様々な方法が実施されています。以前に子どもへの阪急バスチ

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

ケットの助成は実施をされたので、民間事業者の運賃を助成する制度は実施できます。移動が困難な方への助成こそ切実だと考えます。福祉部や民間事業者と連携して、高齢者の交通運賃の助成制度を創設することを求めます。

○有澤由真副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 現在、本市では高齢者の健康維持のために必要な通院への支援として、65歳以上の方のうち、市民税・非課税世帯で要介護1以上の方に対して、タクシークーポン券の給付を行っております。全ての高齢者の外出に対する経済的な支援につきましても、高齢者が増加し、社会保障に関する経費が増大する中で、新たな補助制度を創設することは困難と考えております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 物価高騰や阪急バスのグラウンドパスの値上げなどで、非課税世帯以外の高齢者の方々もますますお出かけしにくくなっています。実情に応じた支援策が必要です。

本市では、高齢者の運転免許の返納に際して6,000円を支給する制度がありましたが、現在は廃止されています。この6,000円の支給制度はどういう理由で、いつ廃止されたのでしょうか。また、制度を廃止した理由と、廃止後にどのような代替的な移動支援策を講じてきたのかお示してください。

○有澤由真副議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 高齢者運転免許自主返納サポート補助金につきましては、令和4年度（2022年度）から令和6年度末までの3年間、試行的に実施しておりましたが、令和7年度以降につきましては効果を検証中であり、返納者に対する補助金等の支援は実施しておりません。

以上でございます。

○有澤由真副議長 12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 実施したアンケートでは、約半数の方が6,000円の支給制度があったから、それをきっかけに免許を返納したなど、効果があった

ことが示されています。その効果をしっかり検証し、本格実施することを求めます。

次に、18歳までの子ども医療費の窓口負担の無償化を求めて質問をいたします。

吹田市では令和2年4月から子ども医療費助成の対象年齢を18歳まで拡充しています。これは子育て世代の経済的負担を軽減し、必要な医療を受けられるようにするという点で、大きな前進であったと評価しています。

しかし、子どもが複数いる世帯、医療機関を何度も受診する子どもがいる家庭にとっては、1回500円は決して小さな金額ではありません。高槻市は18歳までの子ども医療費完全無償化について、子育て中の保護者の経済的負担を軽減するとともに、子どもがためらわず必要な医療を受け、早期発見、早期治療、重症化予防につながることを目的としています。

また、単なる福祉施策ではなく、子どもを産み育てやすいまちをつくるための都市政策、次世代への投資として位置づけています。

令和7年4月の完全無償化に当たっては、市単独で3億円を超える追加負担を決断し、子ども医療費等の予算を約17億円から20億円規模へと拡充しています。

市長に、ぜひ吹田市は子育てしやすい町だというメッセージを発信する施策としても、18歳まで子ども医療費を無償にする政策を実現していただきたいと思います。

また、大阪府に対しても、子ども医療費助成制度の拡充と新子育て支援交付金の拡充をしっかりと求めていただきたいと思います。

○有澤由真副議長 児童部長。

○道場久明児童部長 まずは担当から答弁申し上げます。

本市の子ども医療費助成制度につきましては、これまで子育て支援施策として独自に制度の充実に努めてきたところでございます。

次世代への投資としての広域的な福祉政策は、本来、国の責務であると考えており、本制度の自己負担額を市で無償化することにつきましては検討して

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

おりませんが、今後も限られる財源の中で優先度を考慮しつつ、必要な子育て支援施策の展開を図ってまいります。

なお、大阪府に対しては現行の制度を安定的かつ継続的に実施するためにも、乳幼児医療費助成制度の対象拡大や、新子育て支援交付金の交付額増額を市長会を通じて求めているところでございます。

以上でございます。

○有澤由真副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 人口減少が急速に進み、自治体間の財政状況の格差は、これまでになく拡大しています。その上で、御指摘の子どもの医療費を無償化する対応につきましては、ナショナルミニマムとして、どこで暮らす御家庭にも均等なサービスを提供するという国策としなければ、ますます社会の不公平性が高まるということを懸念しています。

本市は全ての市民の立場に立ち、国への要望も検討しつつ、本市の限られた財源の中で合理的かつ効果的な政策推進に努めてまいります。

○有澤由真副議長 12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 市長は全体のバランスを見た上で、吹田市政としてどのようなメッセージを大きく打ち出すか、決断する立場でもあります。今は人口増加を続けている吹田市ですが、10年後以降は減少に転じるとの予測もあります。

しかし、政治がそれを食い止めていく必要があります。吹田市だけが増えればよいということではなく、各自治体がきちんと子育て支援策を充実する、国、府がそれをしっかりと支えることももちろん必要だと思います。大きな長期的な視点でもって、しっかりと検討をしていただきたいと思います。

最後に、市政への市民参画について質問いたします。

公共施設最適化推進委員会について伺います。公共施設最適化推進委員会は、その施設を今後も残すのか、統合・廃止するのか、建て替えるのか、複合化・転用するのか、民間活用を行うのか、さらに土地や建物をどうするのかまで、庁内横断で検討し、

公共施設の今後の在り方について、方向性を確認する重要な場となっています。

この3年間を見ると、公共施設について、30弱ほどの案件で方向性が確認され、廃止・除却4件、売却2件、民間貸付・譲渡2件、複合化・統合・転用6件、大規模修繕・長寿命化9件などとなっています。

例えば、竹見台多目的施設や職員会館の廃止・除却、市民サービスコーナーの移転・機能見直し（または移転等）、東保育園と吹田第三幼稚園の統合、JR吹田駅南立体駐車場跡地の民間保育所への30年間の貸付け、そして、市立介護老人保健施設の公の施設としての廃止と土地・建物の有償譲渡などです。

これらは単なる施設管理上の判断ではありません。市民が利用してきた公共施設の機能そのものをええたり、市が保有してきた土地・建物を手放したり、将来の市民サービスや財政負担に長期的な影響を及ぼす、まさに政策判断です。公共施設の廃止、統合、売却、民間譲渡など、将来の市民サービスや市有財産の在り方を大きく変える案件を、公共施設最適化推進委員会が方向性を決め、本来の政策決定の場である企画会議や政策会議が追認をするだけになっていませんか。政策決定に至るまでに、各部署間の率直な意見交換や調整が必要なことは認めますが、公共施設最適化推進委員会そのものが政策決定の方向を決定づける場となっていないか、市長の見解を求めます。

○有澤由真副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 まずは担当から御答弁申し上げます。

公共施設最適化推進委員会につきましては、政策決定の場ではなく、政策決定に至る過程の一つとして、公共施設（一般建築物）個別施設計画や公有地利活用の考え方などに基づき、施設所管が検討した整備等の内容について方向性を確認する場として、必要に応じて開催しております。

また、施設の目的となっている施策の方向性などの確認が別途必要な場合には、同委員会のほか、企画会議や政策会議などにおいて方向性確認や審議が行われます。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

以上でございます。

○有澤由真副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいま担当から御説明をさせていただきました。施設所管が検討した整備等の内容につきましては、必要に応じて当委員会において、その方向性を確認をしております。

○有澤由真副議長 12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 市民にとって影響の大きい案件が数多くありました。その政策の決定過程が非常に見えにくい。突然提案され、十分な市民の意見聴取もなく、知らないうちに決まってしまう。こういった決定の過程を根本から見直す必要があると考えます。

吹田市では、2007年1月から、吹田市市民自治基本条例を施行しています。第3条で参画を、市民が政策等の立案、実施及び評価の過程に主体的に関わり行動することと定義し、政策が決まってから市民に説明するのではなく、政策の立案、実施、評価、各段階に市民が関わられることを原則としています。

第5条では、市民自治の運営原則として、情報共有の原則、市民参画の原則、協働の原則の3つを掲げています。市が情報を持ったまま、行政内部で政策をつくる、そして、決定してから議会に諮り、最後に市民へ説明するというだけでは、本来の市民参画とは異なります。

吹田市の第4次総合計画でも、地域課題や市政に関する情報を市民と行政が共有し、市民参画と協働を広げることが重要だとされています。しかし、この間実施されたパブリックコメントが、説明を聞く、意見を出す、だけになっていませんか。パブリックコメントが施策に反映されている事例を御説明ください。パブリックコメントは意見を聞くだけの制度なら、制度の大枠を決定してしまう前に、もっと要望や実態を聞き、施策に反映をさせるべきではないでしょうか。高齢者、障がい者、子育て世代、若者、外国人、働いている市民など、声を上げにくい人が参加できているか、政策の必要性そのものを検討する初期段階から市民が参加できているか、市長の認

識をお聞きします。

○有澤由真副議長 市民部長。

○岡松道哉市民部長 まずは担当から御答弁申し上げます。

パブリックコメントの制度は、市民から意見を受ければ終わりではなく、政策等に反映可能な意見を反映し、一つ一つの意見に市の考え方を説明するものでございます。

反映した事例としましては、主に計画において項目の追加を行うなどの修正をしております。

事業実施担当所管においては、アンケートや説明会、ワークショップといった市民参画の場を通じて得られた意見を踏まえて策定した政策等の案をもって、パブリックコメントを実施しているものと認識しております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 パブリックコメントの制度が導入をされて、かなり長い年数がたちました。それまではありませんでしたが、これは市民の意見提出機会を法条例によって保障するものであり、大きな一歩だったと思います。

ただし、これは定量的に事業の賛否を問うものではございません。この制度の趣旨に沿って、市民が市政に関心を持ち、御質問、御意見を提出していただけることをこれからも期待をしております。

○有澤由真副議長 12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 パブリックコメントのことではなく、市民参画のことについて質問をいたしました。

市民参画の市政の実現は一日にしてはなりません。民主主義は手間と時間がかかります。しかし、何のための、誰のための市政なのかを考えたときに、市民参画を市政運営の宝としてしっかりと据える、この市長の姿勢が何よりも必要であるということを申し上げて、質問を終わります。

○有澤由真副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

○14番 川田 尚議員 大阪維新の会の川田です。発言通告に従い、会派を代表して質問いたします。

まずは、吹田市の財政状況と今後の財政運営について伺います。

本市の一般会計決算を見ますと、令和6年度の実質単年度収支は約19億円の赤字となりました。さらに、令和7年度についても約14億3,000万円の赤字が見込まれており、2年連続で実質単年度収支が赤字となる見通しです。

実質単年度収支の赤字が続くということは、歳入だけでは歳出を十分に賄うことができず、基金の取崩しなどに依存した財政運営が続くことでもあります。

また、財政調整基金についても、令和5年度末の約145億6,000万円から、令和6年度末には約129億3,000万円へと16億3,000万円ほど減少しています。

そこでお尋ねしますが、市税収入ほか本市の歳入について、今後、数年間はどのように推移していくものとお考えでしょうか。一般家庭で考えますと、毎年予貯金が特段の一時的な支出もなく目減りしていく姿は不安を覚えます。本市が考える今後の見通しをお教えてください。

○有澤由真副議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 歳入の根幹となる市税収入は、給与所得や納税義務者数の増などにより増加傾向にあり、今後、数年間は同様の傾向が続くものと考えております。

市税を含め市の歳入は、全体としても増加傾向にあり、年度により多少の差はあるものの、今後、数年間は増加していくものと想定いたしております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 当然に、財政調整基金は年度間の財源調整を行うだけの基金ではありません。大規模災害や感染症、急激な景気悪化による市税収入の減少など、予測できない事態が発生した際に、市民の生命と暮らしを守るための重要な財源です。

その一方で、今後の財政運営には、さらなる厳しさが予想されます。人事院勧告に伴う人件費の増額

も報道等により聞こえてきており、人件費や物価高への対応など、義務的経費の増加が今後も続くことが考えられます。

こうした状況を踏まえると、令和9年度一般会計当初予算の編成において、財政調整基金を取り崩して収支を合わせるだけの財政運営を続けることは、将来の財政余力を失わせ、いざというときの市民生活を守る力を弱めることにつながりかねません。

そこで、市長にお伺いします。令和6年度、令和7年度と、実質単年度収支の赤字が続き、財政調整基金の残高が減少している現在の本市の財政状況について、市長はどのように評価されていますでしょうか。全く問題ない、心配は要らないとお考えかもしれませんが、私は赤信号ではありませんが、黄色信号が灯っているのではと考えていますが、いかがでしょうか。市長のお考えをお伺いいたします。

○有澤由真副議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 まずは担当から御答弁申し上げます。

令和6年度（2024年度）及び令和7年度（2025年度）につきましては、物価高騰対応の取組や人件費、扶助費等の増加、社会情勢、市民ニーズを踏まえた施策の実施など、様々な要因が重なった結果として10億円を超える収支不足が生じたものでございます。

人口増加が続く本市にあって、こうした財政需要への対応は、いずれも必要な投資であるとの認識ではございますが、一方で、持続可能な財政構造の維持の必要性も十分に認識しており、そのバランスの見極めが重要であると考えております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいま担当より収支状況を説明をさせていただきました。恐らく、このような財政状況の御質問というのは、全国1,741自治体全ての議会ではなされていると思います。それが我が国の現状です。

本市に関して、その状況をシゴンを例えていただきましたが、こと単年度収支については、必ずしも青信号だとは思っておりません。担当からも答弁に

ありましたように、必要な投資と様々な社会要因が重なったことがその主たる要因ですが、今後も中・長期的な収支バランスも視野に、次世代、それから将来市民に対しての責任を持って財政運営を担ってまいります。

○有澤由真副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 次に、今後の令和9年度当初予算の編成に向けて、財政調整基金について、単に予算の不足を補うために取り崩すのではなく、一定の残高を確保して災害等の有事に備えるという、本来の役割を保つために、どのような方針で財政運営、予算編成を行っていくお考えでしょうか。こちらも市長にお聞きいたします。よろしくお願いします。

○有澤由真副議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 まずは担当から御答弁申し上げます。

財政調整基金については、予算編成において的確に予算を見込むことで、過度な予算上の繰入れを抑制するとともに、実施計画策定や行政評価等を含むPDCAサイクルの中で事業の精査を徹底することにより、必要な残高の確保を図り、不測の事態へも適切に対応できるよう、持続可能性を高めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 財政調整基金の目的につきまして、改めて重なるところがありますが、御説明をさせていただきたいのですけれども、これは年度間の財源調整、これは必ず必要になります。それと、有事対応のための貯蓄であって、本市も独自に一定のめど、目標を設定し、財政運営に努めているところでございます。

ただいま担当から、残高確保についての認識を答弁をさせていただきました。単年度の基準というより、中・長期的な視点を持って、引き続き健全な財政運営を進めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 市長、ありがとうございます。先ほどの、ただいまの質問と、その1個手前の質問もそうなんですけど、理事者側からはですね、やっぱりバランスのね、見極めだとかですね、例えば、事業の精査徹底、基金のね、過度な繰入れのね、抑制というお話がありました。

また、市長からは全国的な問題であるという趣旨の答弁がありました。その部分に関して、私も同じかなと思っているんですが、だからこそ、吹田市はそれでいいというわけではないと思っています。

また、市長も先ほど青信号ではないという御認識という御発言がありました。黄色に近い青なのか、私はこの時点では分かりませんが、やはり市のお金という部分はやっぱり市民全体の共有物かと思っております。特段の大きな事業があった場合は、収支という部分は決して毎回黒にしなければならないという部分ではないと、私は考えておりますが、やはり特段のものが無い以上、何らかの考え、政策を我々政治の部分が、政治の立場が施していかないと、なかなか大きく変わらないかと思っています。どうかその辺り、また、国の問題でもあるかもしれませんが、吹田市の今後の住みやすいまちづくりのため、財政余力を高めるためにも、一つ我々政治家側が努力する部分もあるのではないかなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、産後ケアについて伺います。産後ケア事業は出産後の母親の心身の回復を支えるとともに、育児への不安や負担を軽減し、安心して子育てをスタートするための重要な支援です。本市においても宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型による産後ケア事業が実施されています。

一方で、制度が存在するだけでなく、必要とする方が必要なときに利用できるだけの受入れ体制を、安定的かつ継続的に確保することが重要です。そのためには、利用者側の視点とともに、実際に産後ケアを担う事業者が安全性を確保しながら、持続可能な形で事業を運営できているのかという視点も必要であると考えます。

特に、宿泊型の産後ケアでは、長時間にわたり母

子を受け入れるため、助産師等の人件費や食費等の固定費のほか、様々な経費が必要となります。市内の産後ケア事業者から示された試算では、33時間の宿泊型産後ケアについて、一定の条件で計算した場合、職員2名で母子3組を受け入れた場合、1組当たり約6万8,000円の経費が必要とされているそうです。もちろん、一事業者から示された試算のみをもって、直ちに本市の委託料が適切ではないと判断するものではありませんが、受入れを増やせば増やすほど事業の運営が厳しくなるような状況があるとすれば、結果として、受入れ枠の拡大が困難となり、必要とする市民が産後ケアを利用できないことになります。

そこでお伺いします。本市では、産後ケア事業者の実際の人員配置や人件費、施設運営費など、現在の運営実態をどのように把握しているのでしょうか。

また、現在の委託料がサービスを継続的に提供できる水準になっているのか、本市としてどのように御認識しているのかお聞かせください。

○有澤由真副議長 子育て支援センター担当理事。

○岡田貴樹子育て支援センター担当理事 産後ケア事業者の運営実態につきましては、委託事業者との連絡会などの機会に、物価高騰への対応や人件費の上昇に伴う必要経費の増大、産後ケアの際の乳児を預かるためのスタッフ増員の必要性などのお声をいただいております。

現在の委託料では運営が厳しいとの御意見が多くございますため、その水準に課題があると考えております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 大阪府では産後ケア事業の充実を図るため、市町村と連携し、本年4月から府内の市町村を取りまとめ、産後ケア事業施設との集合契約を開始しています。現在、府内43市町村のうち34市町村がこの集合契約に参加していますが、本市は参加していません。集合契約による公益的な仕組みには、市民が利用できる施設の選択肢が広がるなど、メリットが考えられます。

一方、市外からの利用が増えることで、市民が身近な施設を利用しにくくなるなど、課題もあると考えます。

単純に参加する、しないということではありませんが、本市としてどのようにお考えでしょうか。大阪府の集合契約について、本市として現状、考えられるメリット、デメリットなどをお教えてください。

○有澤由真副議長 子育て支援センター担当理事。

○岡田貴樹子育て支援センター担当理事 大阪府の集合契約につきましては、現在、参加に向けて検討を進めております。

利用者においては利用施設の増加、事業者においては契約事務の簡素化などのメリットがあると考えております。デメリットといたしましては、議員御指摘のとおり、市内施設の利用の競争率が一定上昇する可能性がございますが、総合的には近隣に利用可能施設が増加することのメリットが上回ると考えております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 今後の方向性についてお伺いします。

本市は、現在も宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型の委託事業者を募集し、産後ケアの提供体制確保に取り組んでいます。しかし、受託する事業者を募集するだけではなく、事業者が実際に参入し、必要な人材を確保し、継続して受け入れられる体制を整えるところまで検討する必要があると考えます。

産後ケアは利用できる場所だけを整備するだけでは十分ではありません。必要な方が必要なときに利用できること、その支援を担う人材と事業者が安全性を確保しながら、継続してサービスを提供できること、この2つがそろって初めて、持続可能な産後ケア体制になると考えます。

そこでお伺いいたします。委託料や加算制度の在り方、事業者及び人材の確保も含め、必要な方が必要なときに産後ケアを利用できる受入れ体制を、今後、どのように確保しようとしているのか、本市の御見解をお願いいたします。

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

○有澤由真副議長 子育て支援センター担当理事。

○岡田貴樹子育て支援センター担当理事 受入れ体制の確保についてでございますが、事業の円滑な実施に必要な事業者や人材が持続可能となる委託料や加算制度について、適切な水準の確保につながるよう、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 ありがとうございます。先ほどの御答弁で、大阪府の集合契約へは御検討いただけるとありました。どうかよろしく願いいたします。

本市も御認識のとおり、集合契約に沿っただけでは、現場の改善、ひいては必要な方への十分な支援となりません。引き続き本市へは、より充実した産後ケアにつながるよう進めていただきたいと思います。

続いては、公益財団法人吹田市健康づくり推進事業団についてです。

さきの5月議会に続いて、今議会でも再度の報告がありました。訂正のための再度の報告ですので、残念に思います。部局は違えど、またかとの思いがあります。

今回は貸借対照表の訂正とのことですが、まずは間違いを把握した経緯をお聞かせください。

○有澤由真副議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 再度の御報告となりましたこと、申し訳ございません。

このたびの誤りにつきましては、本年7月に当該事業団より、外郭団体活動状況評価シートの提出を受けた際、本市職員が内容の点検を行ったところ、同シート中の貸借対照表欄の一部の数値が、本年5月の定例会の議案書に記載した数値と異なることに気がつき、判明をしたものでございます。

事業団に確認を行いましたところ、本年5月に本市に電子メールにて決算関連資料のファイルを送信する際、担当者の過誤によって、最新のものではないファイルを添付してしまったとのことでした。

事業団にはファイル管理の徹底等により、今後のミス防止策を確実にを行うよう指導したところでございます。

以上でございます。

○有澤由真副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 事業団の経営についてお聞きいたします。

5月議会でも、同僚議員から同事業団の経営について取り上げられていましたが、赤字は常態化されているだけではなく、拡大しているとの考えです。

令和8年度の収支予算書でも、当初から約302万円の一般正味財産を取り崩す前提で予算を組んでおり、残高は約1,700万円になります。このままですと数年後には枯渇し、ついには本市が支出した資金を原資とした指定正味財産まで手をつけざるを得ないことになりかねません。包括外部監査の監査意見にも指摘されていましたが、事業団の補助金については、成果が不十分であり、経済性に欠けるとして、補助事業の抜本的な見直しを求める意見が出されていきました。一義的には事業団自身の責任もありますが、本市の外郭団体に対する経営管理の責任について、本市の御見解をお示しください。

○有澤由真副議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 当該事業団は市の外部の団体であり、その財務管理、事業運営などの責任につきましても、事業団自身が負っているものでございます。

一方、本市は団体設立に関与し、補助金の交付などにより、その活動を支援しておりますことから、事業団に対し、公正で透明性の高い運営や、健全な経営を求める責任を有していると認識いたしております。

本市といたしましては、引き続き事業団の自主性を尊重しながら、各年度における活動状況評価や、活動に対する指導、助言等により、設立者としての責任を果たしていくべきものと認識いたしております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 14番 川田議員。

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 経営を改善していくというお考えは分かりますが、さきの5月議会での同僚議員への答弁にあるように、本市も事業団と共に大きな課題であると認識している、さらなる改善を強く求めていくとありますが、進捗があるようには残念ながら思いません。いつまでに、どのようにして、赤字を縮小していくのか。自主財源を幾ら確保し、一般正味財産をどの水準で維持するのか。目標や期限は設定されているのでしょうか。もちろん市民の健康増進や介護予防など、採算性だけでは判断できない公益事業だと思っていますので、決して黒字化が全てだとも思っていません。

しかし、言わば赤字の垂れ流しはよしとしません。本市はどのようにお考えでしょうか。

○有澤由真副議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 御指摘のように、当該事業団の活動には、その性質上、参加者負担などでコストを賄えるような採算性はほとんどなく、財源の大部分は本市からの補助金となっております。

事業団に対しては各補助事業がそれぞれ目的に即して十分な効果を上げているか、しっかり検証し、実効性のあるものとなるよう、一層の工夫や見直しを求めているところでございます。

そうした努力のほか、投資有価証券の買替えや、人員体制の見直しなども進められており、令和9年度以降、赤字は大幅に縮減される見込みであると伺っております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 令和3年度の包括外部監査では、補助金の実効性を高めるとともに、事業の効果や必要性を評価、見直し、その結果を明示する必要があると指摘されています。

また、民間事業者による代替の可能性も検証する必要があるとしています。

そこでお伺いしますが、本市として、事業団の各事業について、事業別収支やその収支に対して、市民の健康にどのような成果があったのか、どう検証

されていますでしょうか。事業団でしかできない事業なのか、本市の御見解をお示しください。

○有澤由真副議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 当該事業団では、地域団体などの多様な主体と連携し、みんなの健康展をはじめとする市民参加型の大型イベントの開催のほか、市民の身近な場所で健康づくりを促す健康まちづくり支援事業、また、健康すいたの発行といった取組が実施されております。これらは市民の皆様にとって、各種の体験参加や講座、講演の受講、市民購読などの多様な手法によって、健康づくりや疾病予防に関する知識、気づきを得る機会となっております。

その成果として、市民の健康状態への影響を即時、精緻に検証することは困難でございますが、意識の向上や生活習慣の改善に、大小様々な形で寄与してきたものと評価いたしております。

また、これらの取組における長年にわたる多様な主体との連携・共同が事業団の強みであるというふうに考えております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 先ほども申しましたが、一義的には事業団自身の問題ではありますが、この赤字は一時的に発生したわけではなく、赤字を前提とした予算編成を繰り返す中で、本市は補助金を増やし続け、結果として事業団の財政を支えてきています。

本市の外郭団体の在り方に関する指針では、外郭団体に経営の健全性を求めるとともに、事業の統廃合、再構築の視点から、必要性や意義を見直すことを求めています。

そこで市長にお聞きいたします。市長の残任期も残り数か月となりました。これまでの経営状態と、それを結果として許してきた本市の経営責任をどう総括され、何から改善していくお考えでしょうか。お聞かせください。

○有澤由真副議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 まずは担当より御答弁させていただきます。

これまで本市では、当該事業団に対し、市の指針

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

に基づき、社会的ニーズを踏まえた事業の見直しを求めるとともに、経営改善に向けた人員体制見直しに関する助言等を継続的に行ってまいりました。各年度において包括外部監査の意見等も踏まえながら、必要な助言・指導等を行ってきたとの認識でございます。

団体の設立から30年以上が経過する中で、社会環境や市民ニーズが大きく変化していること、また、経常収支の赤字の抜本的な是正には至っていないことなどを踏まえ、事業団に対しては、さらなる改善見直しに向け、より広い視野での議論を求めています。

以上でございます。

○有澤由真副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 吹田市健康づくり事業団の経営につきましては、ただいま担当からその経過を御説明いたしました。

この30年で日本人の寿命は約5年と、大きな伸びを達成しました。本市市民の健康寿命の延伸のみならず、平均寿命そのものが全国トップクラスになったことに、当事業団の長く広い取組が一定の貢献を果たしてきたのではないかと感じております。

その上で、そうとはいえ、だからこそ、当事業団に対してはより健全で効果的な運営に取り組んでもらいたい、そのように考えております。

○有澤由真副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 市長ありがとうございます。

多くの市民も決してこの事業団に潤沢な利益を生み出してもらいたいと求めていないと思っております。市民の健康増進へ寄り添ってもらえる取組と、その姿勢を見ているんだと思っています。決して当該事業団だけのことではなく、例えば、そんな団体はないと思いますが、市民によいことをしているから、赤字は仕方ないので、補填をしてほしい、こんな姿勢では市民の理解は得られません。多くの市民へ事業団の取組を通して、その必要性をより一層理解してもらおう行動を期待します。その上で、改善するところは改善していくことを望みます。その部分に関

しては、我が会派はこれからも注視してまいります。

続いて、水災害について。

主に下水道部へお尋ねいたしますが、その前に、このたび、国土交通省賞、循環のみち下水道賞受賞、おめでとうございます。吹田市民として、本当にうれしく思いますので、職員の皆さんにもよろしくお伝えください。

それでは質問に移ります。本市の豪雨災害における対策についてです。

記憶に新しいものとして、千葉県や北陸などでまれに見る集中豪雨となりました。犠牲になられた方の御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方が一日でも早い復旧を願いますが、このような天候による災害は本市でもいつ発生してもおかしくない中、先月28日の大雨では、本市でも一部の地区や施設で浸水などの被害に見舞われました。同じく一日でも早く元の姿に戻れることを願います。

そうした中で、我が会派として特に気になる点としては、千葉市内での状況です。千葉市と本市の南部地域は都市基盤が比較的類似しており、豪雨となれば、同じような状態になるのではないかとあります。先ほど来御討論もありましたとおり、本市では1時間あたり50mmの雨量に耐え得る制度設計で、雨水レベルアップ事業が行われ、特に重点エリアとなっている本市南部地域に住む市民としては、一定の安心感があっただけに、今回の千葉市での豪雨災害はショックであります。

千葉市のホームページによりますと、千葉市の重点地区では時間雨量65mmで対策をされていたそうですので、決して甘い対策が招いた結果ではないと考えます。しかし、それでも被害は防げなかったことになります。

そこで、まず御確認ですが、今回の千葉市の被害を見て、現時点で本市の下水道政策としてどのように捉えているのかお聞かせください。

○有澤由真副議長 下水道部長。

○愛甲栄作下水道部長 本市の浸水対策の現状といたしましては、10年に一度程度の確率で発生する1時間当たり約50mmの降雨量に対する雨水排水施設の整備を進めておりますが、雨の降り方などによっては、

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

50mm程度の雨であっても浸水被害が発生する可能性があります。地球温暖化の影響により、線状降水帯などによる激しい降雨による浸水被害が全国各地で起こっている状況です。

また、千葉市において駅など都市機能が集中し、住宅が密集している地域で、今回のような甚大な被害が発生したことを受け、本市も同様の都市構造であり、改めて被害の大きさや浸水対策の重要性を認識しているところでございます。

今後、このような降雨に対してどのような対策を行うのかについては、国の動向等を見極めながら、今後検討が必要と認識しておりますが、1時間当たり約50mmの降雨に対する達成率が、令和7年度（2025年度）末で54.2%であり、浸水被害を減らせるように、引き続き浸水対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 報道ベースではありますが、今回の被害は想定をはるかに超える雨量のために、雨水を処理する能力を上回ってしまったことだけではなく、ポンプ場などの下水道施設自体への浸水を許してしまったことが、より悪化する要因になったと指摘されています。

本市の処理施設でも同様な事態が起こり得ると考えてよいのかを踏まえ、想定されている事象と施されている対策、課題等があればお聞かせください。

○有澤由真副議長 下水道部長。

○愛甲栄作下水道部長 下水処理場・ポンプ場につきましては、豪雨における浸水被害が起きても一定の機能を確保する必要があるため、令和4年（2022年）3月に耐水化計画を策定しております。

想定している事象としまして、内水氾濫につきましては、1時間当たり147mmの降雨を想定しており、本市の下水処理場・ポンプ場は、内水浸水想定区域に該当しておりません。

河川氾濫につきましては、対象河川流域に1時間当たり65mmの降雨を想定しており、南吹田下水処理場及び川面下水処理場が洪水浸水想定区域に該当し

ております。この対策として、現在、耐水化基本設計を実施しております。

今後は、各処理場の電気設備など、重要施設の機能を維持するための具体策を検討し、耐水化を進める予定です。

なお、川園ポンプ場につきましては、内水氾濫及び河川氾濫、どちらについても浸水想定区域以外となります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 一方で、豪雨災害は、これまでは床上・床下浸水、河川の溢水や越水などが代表的な被災例だと思いますが、今回はいわゆるアンダーパスでの被災が目撃されました。本市でも複数存在しています。道路の管理者の違いはあると思いますが、本市では市民を守るために、警報等の停電時も含めた、降雨時におけるアンダーパスの管理体制や、そもそも排水方法などはどうなっているのかを含め、詳細をお教えてください。

○有澤由真副議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 アンダーパスの排水方式には、ポンプ排水によるものと自然流下によるものがあり、管理方法が異なります。

ポンプによる排水を行っているものについては、毎月点検を実施し、不具合等があれば速やかに修繕を行っております。

また、非常用電源を備えていないアンダーパスにおいて停電が発生した場合には、しゅんせつ業者によるポンプ排水等を依頼する必要があることから、緊急時の課題であると認識しております。

自然流下による排水を行っているものについては、日常の道路維持管理において、雨水ますや側溝の見回りを行う中で、土砂の堆積等が見られれば、しゅんせつを行い、アンダーパスへの浸入水が遅滞なく排水できるよう努めているものです。

以上でございます。

○有澤由真副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 さきにも述べましたが、本市

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

の下水道等のインフラ政策は、国交省の指針も踏まえ、着実に進められていると思っていますが、それにしても、今回の千葉市での件は考えさせられます。

ある民間の気象を専門とする会社は、今回、千葉県で降った雨量は、過去のデータから算出しても、ほぼ起こり得ない規模の雨量だと評していました。そこで考えるのは、今後の検証を待ちますが、千葉市の下水道政策が甘かったわけではないとの視点です。繰り返しますが、報告の範囲では本市でも着実に対策を講じており、市内の重点地区では類似都市と比較しても十分な貯留管を整備していると思っています。

そこでお尋ねしますが、今回の本市に降った大雨により、貯留管への流入具合はどの程度だったのでしょうか。教えてください。

○有澤由真副議長 下水道部長。

○愛甲栄作下水道部長 令和8年（2026年）8月28日の深夜から未明にかけての降雨で、本市が整備した雨水レベルアップ貯留管の豊津工区では、貯留容量1万5,000㎥に対し、5時14分に25mプールに換算して50杯分相当の1万5,000㎥、100%の貯留に達したことを確認しております。

中の島・片山工区では貯留容量1万7,500㎥に対して、5時9分に25mプール換算にして56杯分相当の1万6,800㎥、96%の貯留に達したことを確認しております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 現在の本市の下水道政策を決して否定するものではありませんが、何百億円と予算を費やして、被害をゼロにする政策ではなく、被害を可能な限り少なくする政策も大切であると、市民の皆さんにお伝えすることの必要性を、今回の件で強く感じます。いわゆる自助・共助・公助で言う自助・共助の重要性であります。もちろん先日の本市での大雨に伴う被害状況もありますので、被害のあった箇所や、注意が必要と思われる場所には、特段の対策を講じることは当然であります。やはり自然災害に対しては、人知の及ばない部分もあるの

ではないかと、少なくとも私の周りでは不安に思われる方も複数おられました。浸水被害のない安全で快適な都市を目指す下水道部、そして、市長から、市民を水災害から守る上での各お立場でのお考えをお聞きしたいのですが、どうかよろしくお願いいたします。

○有澤由真副議長 下水道部長。

○愛甲栄作下水道部長 まずは担当から御答弁申し上げます。

本市の浸水対策としましては、地域特性に応じたきめ細かな対策を進めているところであり、特に、地形が低く、常習的に浸水被害が発生している市南部地域におきまして、下水道幹線を整備する雨水レベルアップ整備事業を実施するなど、ハード対策を順次進めております。

ハード対策の整備には、費用や時間も多かることから、内水ハザードマップの公表や、条例に基づく開発事業規模に応じた雨水流出抑制施設の設置、止水板設置助成金や必要とされる方への土のうの配付を行うなど、ソフト対策の充実にも努めております。

引き続き、ハード・ソフト両面の事業を継続し、浸水対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 都市の治水における防災と減災のありようについて、都市といえども、自然環境の中で日々暮らす私たちを、自然災害から完全に守るゼロリスク社会をつくることは、これからも不可能です。行政は、発災時に、いかにその被害を最小化できるかという減災に努めるとともに、市民一人一人が自分の命を自らが守るという意識を強く持つことの大切さを、これまで数々の災害で学んできました。

引き続き、個人、家庭、近隣住民、地域、そして行政、国、それぞれが可能な範囲で役割を果たすための平素からの準備に、直接、間接に努めてまいります。

以上です。

○有澤由真副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 ぜひとも、市長ね、今おっしゃったとおりでございます。地震等の場合、最近です、自助や共助という部分が大幅広がってきたのではないかなと思っていますが、水災害、自助・共助、じゃあ、一体何ができるのかという部分があるかと思います。卑近な例でいきますと、水災害、警報等が予想されるところでありましたら、例えばです、風呂の水を流さないとかですね、個人個人の家でもね、できることがあるという部分は言われております。そういった部分を吹田市として市民さんにですね、広報していくということも、水災害を防ぐ一助になるのではないかと考えておりますので、より広報を努めていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、旧職員会館の解体撤去工事に伴う本市の一連の対応についてです。

職員会館の建設当時など、過去の経緯を踏まえ、今回の解体撤去費用を市の単独事業費、いわゆる市単費で負担することに対してお聞きいたします。

事業主体の在り方や費用負担の適正性の観点など、全てを市単費で行おうとした理由をお示してください。

○有澤由真副議長 総務部長。

○井田一雄総務部長 旧職員会館につきましては、その建設費用の大半が大阪府都市職員共済組合の解散に伴う本市への配分資産であるという経緯は承知いたしておりますが、建物自体は市が職員の福利厚生を目的に建設したものであり、市の行政財産として、これまで責任を持って管理運営を行ってまいりました。

こうした市の所有施設がその役割を終えた際には、これを撤去する手続や費用の負担につきましても、市が責任を持って対応すべきものと考えております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 我が会派は、職員による各種団体の活動を否定するつもりはありませんが、市民の貴重な財産でもある本庁舎の一部を特定の団体に

使用させることの是非についてはこだわってきました。

この春に職員労働組合の事務所が旧職員会館の解体を伴い、市庁舎本庁舎仮設棟に移転しましたが、これは一時的なものなのでしょうか。市民への直接の行政サービスに資する団体等であれば理解もできますが、移転先が本庁舎内ということについて、本市はふさわしいとお考えでしょうか。

また、移転に際して、本市に対して組合側からは、時期や内容を含め、どのような申出があったのでしょうか。組合側としても、例えば民間の賃貸物件等へ移転する選択肢はあったと考えますので、必ずしも本庁舎内しか選択肢がなかったわけではないと思います。

これらについて、本市としてどのような御認識と経緯だったのでしょうか、お教えてください。

○有澤由真副議長 総務部長。

○井田一雄総務部長 吹田市職員労働組合の事務所移転の経緯につきましては、本年3月4日に、当該団体から、旧職員会館の機能廃止を行う場合には、本庁舎内に事務所を設置すること、同会館内で使用許可を受けていた面積に相当する約400㎡弱を確保することなどを求める要求書の提出がございました。

その後、組合交渉の申入れがあり、3月19日に労使協議を進める中で、昭和52年（1977年）に締結した労使協定に基づいて、本市が同会館内に事務所の設置を許可してきた経過や、当該団体が職員のために行う様々な活動に支障が生じるおそれがあることを確認し、本庁舎内への移転も視野に検討を始めることにいたしました。

本庁舎が狭隘なことから、最低限のスペースだけでも確保できないか調査したところ、年度末に執務室等の配置替えを調整する過程において、仮設棟に約80㎡弱のスペースを確保できる見通しが立ったため、3月末に当該団体へ、移転の意思確認を行い、使用許可に至ったものでございます。

なお、仮設棟につきましては、恒久的な使用を約束するものではございませんが、年度ごとに申請を受け付け、特段の支障がなければ、許可していくものと考えております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 金銭的な負担関係を確認いたします。

旧職員会館の利用時と移転後の現在において、部屋の使用料、水道・光熱費の徴収状況はどのようになっているのでしょうか、教えてください。

○有澤由真副議長 総務部長。

○井田一雄総務部長 吹田市職員労働組合に係る事務室等の使用料につきましては、行政財産の使用料の徴収に関する条例第3条第1項第3号の規定に基づき免除しております。

また、光熱水費につきましては、面積安分による費用負担としており、いずれも移転前後において変更はございません。

以上でございます。

○有澤由真副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 本庁舎内への移転に際し、行政財産の目的外使用許可は適正に手続をされていると思いますが、使用許可した根拠をお聞かせください。

○有澤由真副議長 総務部長。

○井田一雄総務部長 使用許可につきましては、これまでの労使協定に基づき、長きにわたって事務所の設置を継続して許可してきた経過があること、また、職員労働組合が本市の登録を受けた職員団体として、市職員の勤務条件の維持改善や福利厚生等に資する諸活動を行っていることから、地方自治法第238条の4第7項に基づき、許可したものでございます。

以上でございます。

○有澤由真副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 解体撤去後の跡地についてお

伺いいたします。

今後、どのように活用していくお考えでしょうか。本庁舎自体を建て替える議論も数年後に控えている中で、難しいとは思いますが、例えば市民の方が喜んでもらえる一時的な活用策、あるいは市財政への寄与といった観点などは、現時点で考えられている内容や方針について、本市のお考えをお聞かせください。

○有澤由真副議長 総務部長。

○井田一雄総務部長 旧職員会館の解体撤去後の跡地利用についてでございますが、本庁の現状については、職員の通勤自転車、バイクが、阪急吹田駅側の狭い区画に密集していることから、通路幅が狭くなっており、通行に支障を来すとともに、来庁者用の駐輪場にも影響を及ぼしているところでございます。

こういったことから、暫定的に、これらを整理するスペースとして活用することで、庁舎敷地の有効利用につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 撤去に伴い、一定の新たな敷地が生まれます。職員の皆さんによる斬新なアイデアを募るほか、実験ができて、また、失敗も恐れずに、何でも活用できる空間になることを個人的には期待して、我が会派の質問を終わります。

○有澤由真副議長 以上で代表質問を終わり、本日の会議を閉じたいと存じます。

次の会議は明日、9月10日（木曜日）午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後2時45分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市議会議長	橋 本 潤	
吹田市議会副議長	有 澤 由 真	
吹田市議会議員	山 根 建 人	
吹田市議会議員	野 田 泰 弘	
吹田市議会議員	清 水 亮 佑	